

資料5

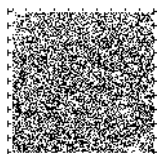
平成30年11月8日
保健福祉部
障害福祉担当部
梅ヶ丘拠点整備担当部
高齢福祉部
子ども・若者部
保育担当部
世田谷保健所

梅ヶ丘拠点整備事業について

1. 梅ヶ丘拠点整備事業の検討状況について・・・・・・・・・・資料5 - 1
2. 梅ヶ丘拠点の愛称について・・・・・・・・・・資料5 - 2
3. 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例・・・・・・・・・・資料5 - 3
4. 梅ヶ丘拠点整備事業に伴う新たな福祉人材育成・研修センターの
事業実施に向けた基本方針の策定及び運営事業者の選定について
・・・・・・・・資料5 - 4

参考資料

- | | |
|-------|----------------------|
| 参考資料1 | 梅ヶ丘拠点・総合福祉センター後活用相関図 |
| 参考資料2 | 梅ヶ丘拠点整備事業全体スケジュール |
| 参考資料3 | 梅ヶ丘拠点施設の概要 |



保健センター

将来の医療・介護需要の増大を見据え、「区民の健康寿命を延ばす」とともに「介護予防の効果を上げる」ことを目指し、福祉人材育成・研修センターや認知症在宅生活サポートセンター等と連携しながら、全区的な拠点としての機能や地域を支える機能を発揮する。

平成31年3月をもって廃止される総合福祉センターの一部機能を受け入れ、また、梅ヶ丘拠点整備プラン策定(平成25年)以降の社会状況等の変化を踏まえた課題を見据えた新規・拡充事業を含め、以下のとおり展開していく。

【梅ヶ丘拠点整備に伴う保健センターの事業展開】

- | | |
|--|--|
| <p>(1)健康増進・健康づくりの普及啓発
健康度測定・運動負荷測定 健康増進指導
医療、健康づくり等に関する情報収集・発信
健康度測定等のデータを活用した健康づくりプログラムの実施
健康(がん、精神保健等)に関する情報発信</p> | <p>(4)地域の医療や健康づくりへの支援
地域医療の後方支援
保険診療による精密検査
先進的検査の導入
地域医療機関専門研修
検査・検(健)診の専門的な研究・研修
地域の健康づくり・介護予防
出張測定、講座、指導、相談
地域団体活動支援
健康づくり応援事業</p> |
| <p>(2)障害者等を含む区民の健康づくり支援
健康診断(個人、企業(障害者を含む))
障害者等の健診
障害者の健康づくりプログラム
障害者の生活習慣病予防(健康支援プログラム)</p> | <p>(5)障害者専門相談、乳幼児育成相談及びこころの健康づくりに関する相談・支援
障害者専門相談、乳幼児育成相談、高次脳機能障害者支援(自立訓練を除く)
乳幼児健診後のフォローグループや児童発達支援事業所等への専門職派遣
障害者施設等への技術支援
住宅改造アドバイス
こころの健康相談(精神保健)
こころの相談機能の整備
こころの健康講演会、セミナー
こころの健康づくりのための人材育成</p> |
| <p>(3)がん患者や家族等を支える中核的機能の確立
がん検診
がん検診の総合案内窓口設置
胃がん内視鏡検査導入
がん検診受診拡大事業
がん検診精度管理
がん相談、がんサロン
がん患者等の就労相談
がん講演会等の面接相談コーナー</p> | |

福祉人材育成・研修センター

福祉人材育成・研修センターでは、これまで、主に高齢・介護、障害福祉の分野を対象としてきた対象分野を保健医療、子ども・子育ての分野にまで広げるとともに、福祉人材の確保・育成の包括的なコーディネートと、保健福祉の調査・研究の総合的拠点として、以下の7つの機能を担い世田谷の地域福祉の向上を目指す。

【新たな福祉人材育成・研修センターに整備する機能】

- 人材確保(就職相談会・合同面接会・職場体験・資格取得支援 等)
- 人材の定着促進(階層別研修・メンタルサポート相談 等)
- サービスの質の向上(専門研修・スキルアップ研修 等)
- 保健・医療・福祉の連携(多職種合同研修 等)
- 地域福祉を支える人材の育成支援
- 事業者・団体等への研修支援
- 調査研究の促進

認知症在宅生活サポートセンター

平成32年度からの開設にあたっては、保健センターや福祉人材育成・研修センター等と連携しながら、認知症ケアの専門的かつ中核的な拠点として地域において認知症の方やその家族を支援する「あんしんすこやかセンター」等をバックアップしていく

【整備する機能】

訪問サービスによる在宅支援のサポート	家族支援のサポート	普及啓発・情報発信
施術支援・連携強化	人材育成	

【年次ごとの運営体制】

~平成29年度	平成30年度	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
【区直営】	【区】		【委託事業者】
	【委託事業者】 認知症在宅生活サポート業務		認知症在宅生活サポートセンター開設

初期救急診療所・薬局

夜間や休日の初期救急医療の中核機能として、現在松原6丁目に設置されている子ども初期救急診療所・薬局及び保健センター1階の診療所を移転・整備する。

開設予定時間	平日	土曜日	日曜日・祝日・年末年始
内科			
小児科	19:30~22:30	17:00~22:00	9:00~22:00
薬局			

世田谷区医療救護本部

震災等により多数の負傷者が発生した場合、災対医療衛生部を設置するとともに、医療関係団体と連携して迅速に医療救護活動を行うため、共同で世田谷区医療救護本部を設置する。

区複合棟(保健医療福祉総合プラザ)の諸室を転用し、医療救護活動の統括・調整を行うほか、「災害薬事センター」及び「医療支援チーム受入センター」を設置し、医薬品等の調達・供給や医療支援チームの受入等を行う。

【整備する機能】

機能項目	活動内容
調整機能	○医療救護活動の総合調整
	○情報収集
	○緊急医療救護所、医療救護所等への支援
	○医薬品の調達・管理・仕分け・発送(災害薬事センター)
区民への対応等	○医療救護本部会議等の開催
	○在宅療養者への情報提供 ○医療支援チーム等の受入

【転用する諸室】

エリア	用途	平常時の諸室
1階	災害薬事センター	研修室C 等
	医療支援チーム受入・派遣センター	区民活動支援エリア
2階	医療救護本部(事務室・会議室・炊事場等)	研修センター事務室・調理実習室等
	医療救護本部(会議室・仮眠スペース等)	保健センター運動指導室・健康指導室等
地下	災害時対応用倉庫	災害時対応用倉庫

運営経費(概算)

経費については、今後、各施設の事業の検討に合わせて精査していく。

初度調弁(H31(2019)概算)	約 5.5億円	内訳	什器等2.4億円 / 医療機器・研修機器等3.1億円
-------------------	---------	----	----------------------------

運営経費	H30予算	H32(2020)概算	主な「H32年(2020年)概算」の増減要素	
総額	約14.0億円	約20.5億円		
区複合棟(保健医療福祉総合プラザ)	約11.3億円	約16.9億円	増	保健センター医療機器リース料、総合福祉センターからの機能移行、福祉人材育成・研修センター研修数増、施設維持管理経費、消費税増税分(8% 10%) 等
			減	都補助金等の増、土地貸付料の収入の増 等
民間施設棟	約0.3億円	約3.6億円	増	運営費補助(総合福祉センターからの機能移行分含)、介護サービス給付費 等
			減	特財の増 等
総合福祉センター	約 3.0億円	0億円	減	区複合棟、民間施設棟への機能移行分

1 民間施設棟整備運営事業者

南東北グループ (代表法人) 社会福祉法人 南東北福祉事業団
 (構成法人) 一般財団法人 脳神経疾患研究所

2 民間施設棟事業概要

施設・機能		規模概要	
高齢者支援施設 (脳神経疾患研究所)	介護老人保健施設 在宅強化型 (短期入所療養介護含む)	ユニット型 一般療養(定員 60 名) 認知症強化(定員 40 名) 短期入所療養介護は空き室利用で 20 名程度	
	通所リハビリテーション	定員 短時間午前 30 名・午後 30 名 長時間 20 名	
	訪問看護	利用想定 30 名	
	療養通所介護	定員 9 名	
	地域交流スペース	災害時福祉避難所とする	
	認知症対応型通所介護	定員 12 名	
	訪問介護()	利用想定 30 名	
	訪問リハビリテーション	利用想定 30 名	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用想定 30 名	
	居宅介護支援()	利用想定 117 名	
	回復期リハビリテーション病棟	92 床	
障害者支援施設 (南東北福祉事業団)	施設入所支援 日中活動と一体的に実施	施設入所支援 生活介護 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	
	短期入所	定員 60 名、ユニット型 定員 60 名(うち 10 名拠点外通所) 定員 30 名(機能訓練 10 名・生活訓練 20 名、うち 20 名拠点外通所)	
	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、技術支援)	定員 60 名、ユニット型 緊急受入れ含む	
	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、技術支援)	児童発達支援 定員 50 名(午前・午後各 25 名) 放課後等デイサービス 定員 50 名	
	基幹相談支援センター		
	相談支援事業所	指定一般相談支援	利用想定 10 名/年
		指定特定相談支援	利用想定 80 名/年
		指定障害児相談支援	利用想定 650 名/年
	地域交流スペース	災害時福祉避難所とする	
	短期入所(障害児)	定員 8 名	
	訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援)	利用想定(居宅介護 15 名/1 日、重度訪問介護 5 名/1 日、行動援護 1 名/1 日、同行援護 1 名/1 日、重度障害等包括支援 1 名/1 日)	

高齢者支援施設「訪問介護」「居宅介護支援」については、民間施設棟開設に先行し、平成 30 年 5 月南東北グループが近隣地で開設した。民間施設棟開設後、移転予定。

3 民間施設棟整備・運営等スケジュール（予定）

	高齢者施設	障害者施設	民間施設棟工事
平成 30 年 7 月以降		<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の申込方法、事業概要に関する案内の配布 ・以降、利用希望者との面談、申込受付随時開始・決定 	
10 月	入所者募集開始（老健）	入所者決定	
平成 31 年 1 月～	利用者申込受付	短期入所（4 月入所）申込受付 以降利用月の 3 ヶ月前より 順次受付	竣工
1 月～3 月	入所者(老健)、利用者決定		
平成 31 年 4 月	民間施設棟 開設		

梅ヶ丘拠点の愛称の決定について

1 主 旨

梅ヶ丘拠点を広く区民に認知してもらうため、誰もが親しみを持って利用できる保健医療福祉の拠点としてのイメージを醸成するような拠点全体の愛称を公募により定める。

2 愛称の使用範囲

募集する愛称は、梅ヶ丘拠点全体の呼称として使用する。

また、区複合棟（保健医療福祉総合プラザ）内の各施設、民間施設棟の各施設、中央広場、公園の通称名や、発行する広報紙及び全体イベント時の名称としても幅広く使用する。

3 募集期間 平成30年3月1日（木）～5月1日（火）

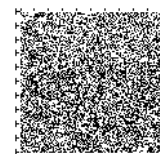
4 応募状況

総数108件 / 52名

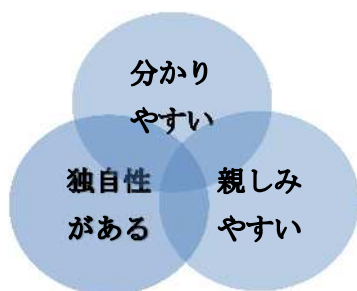
【申込方法内訳】	電子申請・メール	79件
	はがき	29件

【年齢別内訳】	10代未満	1名
	20～30歳代	3名
	40～50歳代	23名
	60歳代以上	21名
	不明	4名

【住所別内訳】	区内	44名
	区外	8名



5 選定の考え方



独自性がある 他の施設名称などに類似していない
分かりやすい 拠点のコンセプトがイメージできる
親しみやすい 覚えやすかつ印象に残る

参考：要項に記載した募集内容

梅ヶ丘拠点のイメージを表現した、呼びやすく、親しみやすいもの。
漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット・数字で構成されたもの。
応募者自身が創作した未発表のもの。

6 選定方法

梅ヶ丘拠点地域交流会議準備会で、採用候補作品を選定する。
採用候補作品の中から、区が総合的に判断し決定する。

7 決定した愛称

「うめとぴあ」

8 愛称の意味・説明

梅ヶ丘の「うめ」、ユートピア（理想郷）の「とぴあ（場所、郷）」をつなげた造語。
「梅ヶ丘拠点が世田谷区の理想郷になりますように」という願いが込められている。

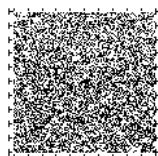
9 応募者

天野 光章 様（世田谷区北烏山在住）

10 公表

平成30年11月1日～

区ホームページ、梅ヶ丘拠点整備ニュース等で周知していく。



平成30年11月8日
保健福祉部
障害福祉担当部
梅ヶ丘拠点整備担当部
高齢福祉部
世田谷保健所

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例

1. 主旨

梅ヶ丘拠点整備事業においては、保健医療福祉に関する施設機能が整備・集積される利点を生かし、相乗効果により個々の施設機能を向上させ、梅ヶ丘拠点全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うこととしている。

その実現のため、各施設機能を一体とし、協力・連携して運営する原則などを定める世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例案を第3回区議会定例会に提案する。

2. 条例設置の考え方

梅ヶ丘拠点が全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うことを示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）内の各施設の事業を1つの条例として整備する。

また、運営にあたっては、拠点全体を掌握し、各施設での多様な事業をとりまとめるとともに、関係機関や地域とのネットワークを構築する「全体調整機能」が必要である。全体調整機能については区が担い、地域保健福祉審議会での専門的・全区的な視点からの意見と、地域交流会議での地域住民・利用者の視点からの意見を踏まえ、運営協議会において実施する事業等を検討し、全区をリードする取り組みを検討するとともに、民間ノウハウを活用しながら運営を図ることとする。

3. 条例の概要（別紙1「条例概要」及び別紙2「条例」）

（1）施設の名称（第1条～2条関係）

これまで区複合棟という名称を用いてきたが、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として地域福祉の推進に寄与するという当施設の目的を示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザとする。

（2）運営の原則（第3条関係）

梅ヶ丘拠点全体の連携を示すため、総合プラザの事業の相互連携を図るとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図ることを規定する。

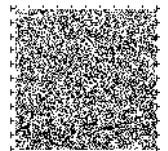
（3）総合プラザで実施する事業（第4条～7条関係）

総合プラザを構成する各施設の事業を規定する。

総合プラザに整備する保健センター、福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、初期救急診療所、薬局の運営は、総合プラザの指定管理者とは別の事業者がそれぞれ行う。

（4）総合プラザの施設（第8条、第10条～23条、第27条関係）

区民活動支援会議室



区民活動を支援するための会議室を整備し、使用することができる者・使用料等を定める。

研修室

世田谷区福祉人材育成・研修センター事業等に使用する研修室を整備する。

研修事業等のために使用していない時間に限り区民に貸出を行うこととし、使用することができる者・使用料等を定める。

喫茶室

多様な交流の創出のため、だれもが広く利用できる喫茶室を整備する。

運営にあたっては、障害者等の雇用を行う。喫茶室で提供する飲食メニューの料金は、条例が定める範囲内で、区と協議のうえ、指定管理者が定める。

駐車場

当施設利用者に限らず、一般の利用もできる駐車場を整備し、使用料等を定める。

(5) 運営の方法(第24条関係)

総合プラザの運営にあたっては、事業者提案による民間ノウハウ活用を図るものとする。また、施設の維持管理は、効率的に行うため施設全体を一括で行うものとし、拠点運営業務とあわせ、指定管理による運営とする。

(6) 指定管理者の業務の範囲(第26条関係)

保健、医療及び福祉の連携の推進に関すること。

拠点内外の施設管理等の連携・調整、広報誌やHPによる情報発信、保健医療福祉に関する先駆的取り組み等の提案及び区や拠点内各施設等と連携した取り組みの実施等

地域における交流の促進に関すること。

交流イベント等の企画・実施、喫茶室運営、保健医療福祉を目的とした自主事業の実施等

総合プラザの施設を利用に供すること。

区民活動支援会議室等の貸出等

総合プラザの維持管理に関する業務

建物・設備保守管理、環境衛生管理・清掃、保安管理、植栽・外構保守管理、駐車場・駐輪場管理等

なお、保健センター条例に規定する保健センターの施設及び設備(医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理が必要とするものに限る)の維持管理に関する業務は、保健センター指定管理者が行う。

4. 施行予定日

平成32年(2020年)4月1日

5. 今後のスケジュール(予定)

平成30年(2018年)11月

地域保健福祉審議会(条例の報告)

平成31年(2019年)2月

福祉保健常任委員会(指定管理者選定方法報告)

9月

福祉保健常任委員会(指定管理者候補者選定結果報告)

第3回区議会定例会(指定管理者の指定の提案)

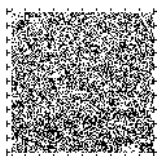
11月

保健医療福祉総合プラザ竣工(予定)

平成32年(2020年)

4月

保健医療福祉総合プラザ開設(予定)

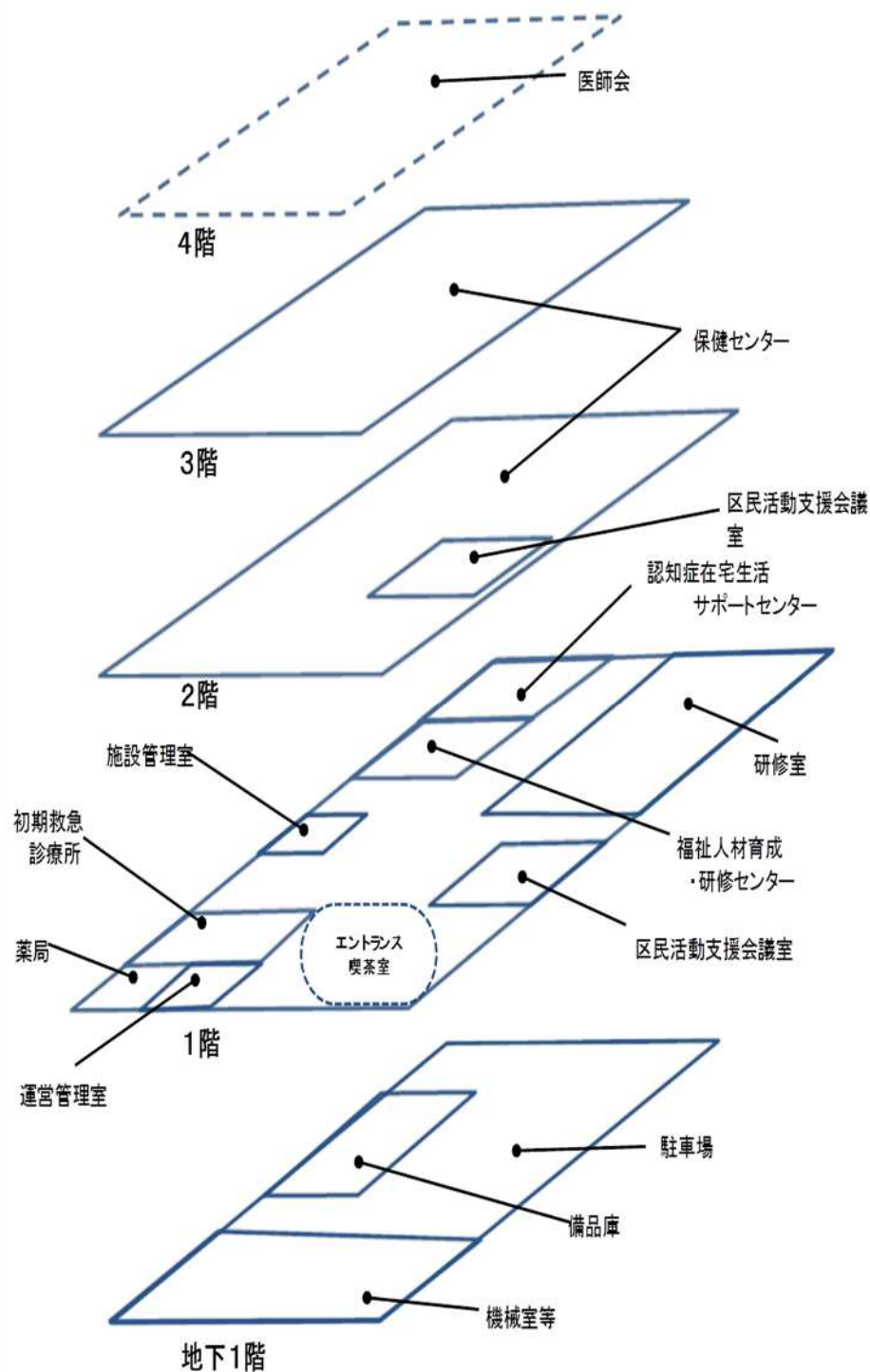


世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 概要

梅ヶ丘拠点が全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うことを示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(以下「総合プラザ」という。)内の各施設の事業を1つの条例として整備する。

1. 総合的な保健、医療及び福祉の拠点として地域福祉の推進に寄与するという当施設の目的を示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザとする(第1条～2条関係)
2. 梅ヶ丘拠点全体の連携を示すため、総合プラザの事業の連携を図るとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される事業とも連携を図ることを規定する。(第3条関係)
3. 総合プラザを構成する各施設の事業を規定する。総合プラザに整備する保健センター、福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、初期救急診療所、薬局の運営は、総合プラザの指定管理者とは別の事業者がそれぞれ行う。(第4条～7条関係)
4. 総合プラザの運営にあたっては、事業者提案による民間ノウハウ活用を図るものとする。また、施設の維持管理は、効率的に行うため施設全体を一括で行うものとし、拠点運營業務とあわせ、指定管理による運営とする。(第24条関係)

保健医療福祉総合プラザの構成



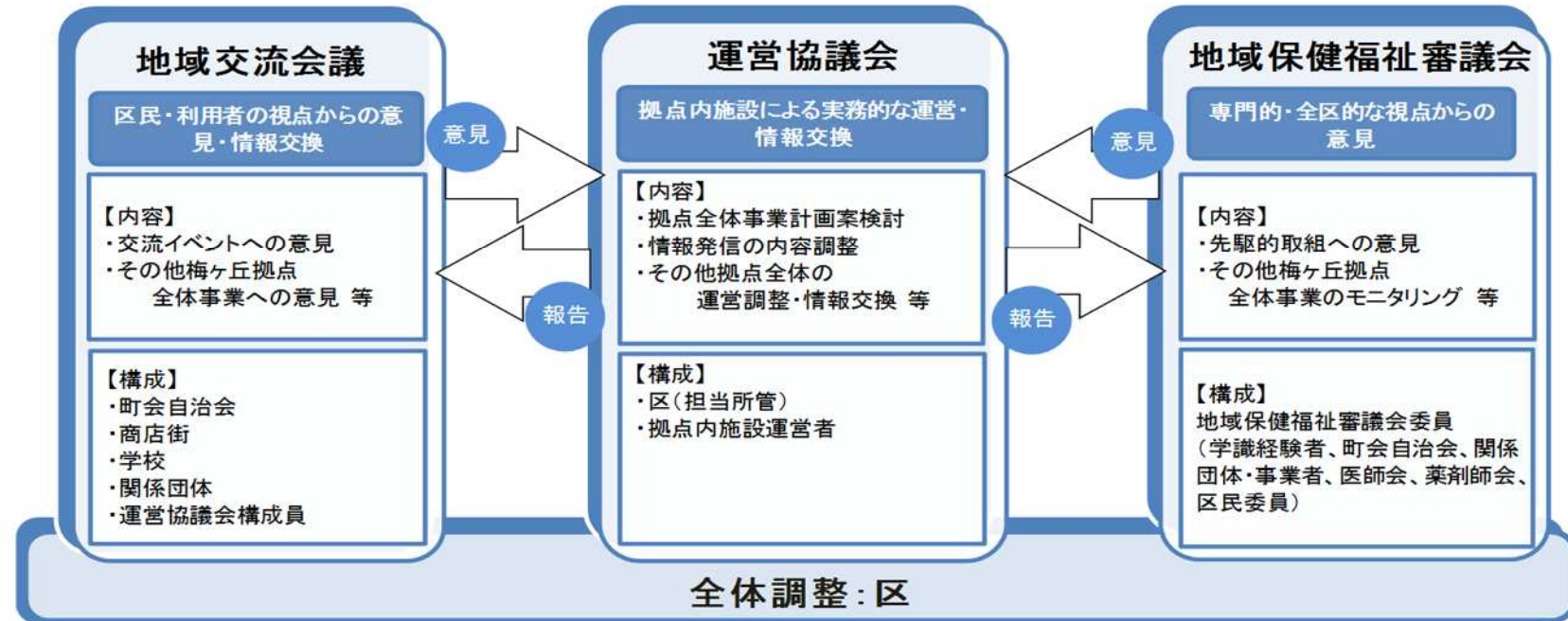
拠点運営の全体調整 (第3条関係)

梅ヶ丘拠点では、保健医療福祉に関する施設機能が整備・集積される利点を生かし、相乗効果により個々の施設機能を向上させ、梅ヶ丘拠点全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行う。

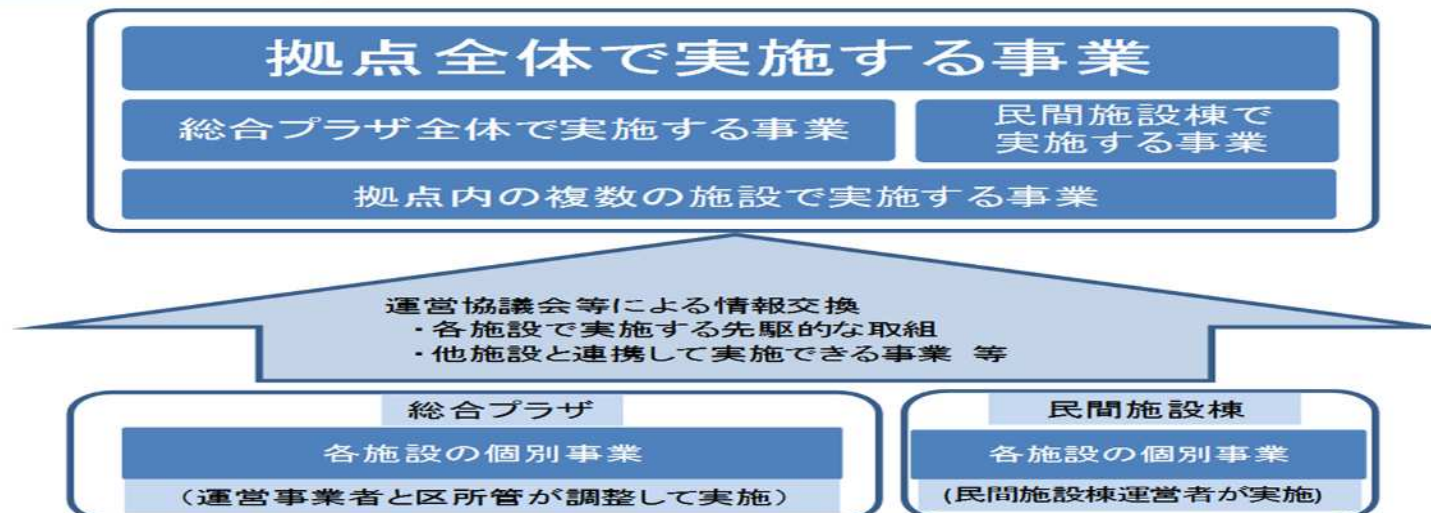
拠点内施設の相互連携や拠点外の施設・団体等との交流、運営に対する全区的・専門的視点の確保などを行い、拠点全体をコントロールするために、全体調整機能が必要である。全体調整機能については区が担い、地域保健福祉審議会での専門的・全区的な視点からの意見と、地域交流会議での地域住民・利用者の視点からの意見を踏まえ、運営協議会において実施する事業等を検討し、全区をリードする取り組みを検討するとともに、民間ノウハウを活用しながら運営を図ることとする。

拠点運営の仕組み

様々な施設や事業を展開する中、専門的・全区的な視点と、地域住民・利用者の視点の両方の意見を踏まえて梅ヶ丘拠点を運営していくための仕組みを作り、地域や区民の多様な交流の創出や、拠点内の施設間での協力・連携により、全区をリードする取組を検討する。



梅ヶ丘拠点で実施する事業



保健医療福祉総合プラザの運営・維持管理方法 (第4条～7条、第26条関係)

事業	事業運営	施設貸出	維持管理	
			建物・設備保守管理 環境衛生管理・清掃 保安管理	植栽・外構保守管理 駐車場・駐輪場管理
保健センター	指定管理B		指定管理B ※	
拠点運営業務	総合案内	指定管理A	指定管理A	指定管理A
	拠点内外の施設管理等の連携・調整			
	情報発信			
	先駆的取組等の提案・実施			
	交流イベント等企画・実施、喫茶室運営			
区民活動支援会議室貸出等	指定管理A	指定管理A	指定管理A	
福祉人材育成・研修センター	委託C			
認知症在宅生活サポートセンター	委託D			
初期救急診療所	委託E			
薬局	委託F			

※維持管理における指定管理Bの業務の範囲＝保健センター条例で規定する「保健センターの施設及び設備の維持管理に関する業務」等

施設の概要 (第8条、第10～23条、第27条関係)

区民活動支援会議室

福祉・保健などの課題を共有しようとする団体や周辺の地域が、連携や協力を密にし、身近な地域での活動をより一層推進していくための場として、区民活動支援会議室を整備する。

①対象諸室の広さと貸出時間・料金

区分 室名	面積 (㎡)	定員 (人)	貸出時間・料金				
			午前 9時～12時	午後A 12時30分～ 14時30分	午後B 15時～17時	夕方 17時30分～ 19時30分	夜間 20時～22時
区民活動支援会議室1-1	68	36	810円	540円	540円	540円	540円
区民活動支援会議室1-2	65	36	810円	540円	540円	540円	540円
区民活動支援会議室2	63	33	810円	540円	540円	540円	540円

※行政財産使用料条例に準ずる。公用、区後援事業については減免を行う。

利用対象団体

5人以上で、構成員の2分の1以上が区内に住所を有する団体。
(施設の使用状況に余裕がある場合は、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体)

研修室

世田谷区福祉人材育成・研修センター事業等に使用する研修室を整備する。
研修事業等のために使用していない時間に限り、区民に貸出を行う。

対象諸室の広さと貸出時間・料金

区分 室名	面積 (㎡)	定員 (人)	貸出時間・料金				
			午前 9時～12時	午後A 12時30分～ 14時30分	午後B 15時～17時	夕方 17時30分～ 19時30分	夜間 20時～22時
研修室A-1	69	42	810円	540円	540円	540円	540円
研修室A-2	68	42	810円	540円	540円	540円	540円
研修室B-1	40	24	300円	200円	200円	200円	200円
研修室B-2	42	24	300円	200円	200円	200円	200円
研修室C-1	155	120	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
研修室C-2	152	120	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
実習室	138	42	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
調理実習室	112	42	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円

行政財産使用料条例に準ずる。公用、区後援事業については減免を行う。

利用対象団体

対象団体は、上記区民活動支援会議室の利用対象団体と同様とする。

喫茶室

多様な交流の創出のため、だれもが広く利用できる喫茶室を整備する。
運営にあたっては、障害者等の雇用を行う。喫茶室で提供する飲食メニューの料金は、条例が定める範囲内で、区と協議のうえ、指定管理者が定める。

駐車場

当施設利用者に限らず、一般の利用もできる駐車場を整備する。
使用料金は、1台につき駐車時間20分ごとに100円とする。

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例

(目的及び設置)

第1条 区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のため、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的として、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(以下「総合プラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ
- (2) 位置 東京都世田谷区松原六丁目37番10号

(運営の原則)

第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、次条各号に掲げる事業を連携して実施するとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図るものとする。

(事業)

第4条 総合プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 世田谷区立保健センター(世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第1条に規定する世田谷区立保健センターをいう。)において行う区民の健康の保持増進等に関すること。
- (2) 福祉に携わる人材の確保及び育成に関すること。
- (3) 認知症である者の在宅生活の支援の推進に関すること。
- (4) 保健、医療及び福祉の分野における施策の連携の推進に関すること。
- (5) 地域における交流の促進に関すること。
- (6) 総合プラザの施設を利用に供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(第4条第1号に掲げる事業)

第5条 前条第1号に掲げる事業については、世田谷区立保健センター条例の定めるところによる。

(世田谷区福祉人材育成・研修センター事業)

第6条 第4条第2号に掲げる事業を世田谷区福祉人材育成・研修センター事業とい

い、その細目は、区長が別に定める。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業)

第7条 第4条第3号に掲げる事業を世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業
といい、その細目は、区長が別に定める。

(施設)

第8条 総合プラザの施設は、次のとおりとする。

- (1) 区民活動支援会議室
- (2) 研修室
- (3) 喫茶室
- (4) 駐車場

(休業日及び利用時間)

第9条 総合プラザの休業日及び利用時間は、規則で定める。ただし、喫茶室の休業
日及び利用時間は、あらかじめ区長の承認を得て、第24条の規定により総合プラ
ザの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が定める。

(会議室等を使用することができる者の範囲)

第10条 区民活動支援会議室は、別表第1右欄に掲げる者が使用することができる。
ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めるときは、同欄
に掲げる者以外の者も使用することができる。

- 2 研修室は、世田谷区福祉人材育成・研修センター事業その他第4条各号に掲げる
事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、別表第1右欄
に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があ
ると指定管理者が認めるときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、第16条第1項第1号から第6号までに規定する団
体、学校等は、区民活動支援会議室及び研修室(以下「会議室等」という。)を使
用することができる。

(会議室等の使用の手続等)

第11条 会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者
に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を承認し
ないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 会議室等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

3 指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた会議室等を使用しなかったとき。
- (2) 会議室等の使用に係る使用料を納付していないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。

（会議室等の使用の条件）

第12条 指定管理者は、会議室等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。

（会議室等の使用の承認の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

（駐車場の使用の手続）

第14条 駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。

（使用料）

第15条 会議室等又は駐車場を使用する者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、会議室等の使用に係る使用料にあっては規則で定める日まで、駐車場の使用に係る使用料にあっては退場の際に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

(使用料の減免)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する会議室等の使用料から減額し、又は免除することができる。

- (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額
- (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額
- (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要であると認めたとき。 区長が相当と認めた額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する駐車場の使用料から減額し、又は免除することができる。

- (1) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額
- (2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。 全額
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並び

にこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき。 全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 区長が相当と認められた額

3 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第17条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(会議室等の変更禁止等)

第18条 会議室等を使用する者は、使用に際して、会議室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(会議室等の使用権の譲渡等の禁止)

第19条 会議室等を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(会議室等の原状回復の義務)

第20条 会議室等を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。

(駐車場内の禁止行為)

第21条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 駐車場を駐車場の使用の目的以外の用途に使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第22条 総合プラザの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があるとき認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限等)

第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合プラ

ザの使用を禁止することができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は総合プラザの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 総合プラザを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第24条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合プラザの管理を行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第25条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合プラザの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務等)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第4号から第6号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定する業務

(2) 総合プラザの維持管理に関する業務(世田谷区立保健センター条例第9条第1

項第2号に掲げる業務を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合プラザの適正な管理を行わなければならない。

(利用料金)

第27条 喫茶室を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、第11条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

3 区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

別表第1(第10条関係)

施設	使用することができる者
区民活動支援会議室及び研修室	次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると指定管理者が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。) (2) 構成員の総数が5人以上であること。

別表第2（第15条関係）

施設		区分	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
			午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
区民活動 支援会議 室	区民活動 支援会議 室1-1		810円	540円	540円	540円	540円
	区民活動 支援会議 室1-2		810円	540円	540円	540円	540円
	区民活動 支援会議 室2		810円	540円	540円	540円	540円
研修室	研修室A -1		810円	540円	540円	540円	540円
	研修室A -2		810円	540円	540円	540円	540円
	研修室B -1		300円	200円	200円	200円	200円
	研修室B -2		300円	200円	200円	200円	200円
	研修室C -1		2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	研修室C -2		2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	実習室		1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円

	調理実習 室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
駐車場		1台につき駐車時間20分ごとに100円				

備考 2以上の使用区分にわたり施設を使用する場合には、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第3（第27条関係）

品目	金額
飲み物メニュー	1,000円
食べ物メニュー	2,000円
セットメニュー	2,800円

平成30年11月8日
保健福祉部
障害福祉担当部
高齢福祉部
子ども・若者部
保育担当部
世田谷保健所

梅ヶ丘拠点整備事業に伴う新たな福祉人材育成・研修センターの事業実施に向けた基本方針の策定について

1 主旨

梅ヶ丘拠点整備に伴い、区複合棟内で新たな福祉人材育成・研修センター事業を平成32年(2020年)4月より実施する。事業実施にあたり、運営の基軸となる基本方針を策定したので報告する。

2 検討の経過

平成25年6月策定の「梅ヶ丘拠点整備プラン」において、区複合棟に整備する機能の1つとして、福祉人材育成・研修センターを位置づけた。プランに基づき、梅ヶ丘拠点整備検討委員会の下部検討組織である区複合棟検討会議の部会として、福祉人材育成・研修センター検討会を継続的に開催し、求められる機能について検討してきた。

平成30年2月6日の福祉保健常任委員会に基本方針(素案)を報告し、5月より学識経験者からなる「梅ヶ丘拠点整備に伴う新たな福祉人材育成・研修センターの基本方針検討に向けたアドバイザー会議」にて、基本方針(案)の検討を進めてきた。

アドバイザー会議の検討結果を受け、庁議への報告の後に基本方針を策定し、9月4日の議会へ報告を実施した。

3 基本方針について

別紙1基本方針 概要版、別紙2基本方針



4 素案からの主な変更点

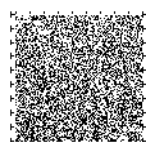
3	福祉人材育成・研修センターのめざすもの (P.10)	追加
各事業に取り組むにあたり、目標を掲げてより具体的な事業を展開するため、項目を追加した。		
4	福祉人材育成・研修センターに整備する機能 (P.11)	変更
保健・医療・福祉の連携		
「医療と福祉の連携」としていた機能を医療と福祉だけではなく、全般的なものとして捉えるため、世田谷区地域保健医療福祉総合計画にも記載されている「保健・医療・福祉の連携」に変更した。		
地域福祉を支える人材の育成支援		
「地域のリーダーの育成支援」としていた機能については、育成対象はリーダーだけではなく、地域福祉を支える人材を育成し、その中からリーダーも生まれてくるという考えから、「地域福祉を支える人材の育成支援」に変更した。		
5	福祉人材育成・研修センターの取り組みの概要	追加
(1) 対象とする人材、実施する事業の範囲 (P.12)		
福祉人材育成・研修センターのめざすものと合わせ、具体的な対象、事業の範囲について追加した。		
(4) 今後の福祉のニーズに合わせた福祉人材育成・研修センターの活用 (P.14)		
区職員や事業者を対象に、多職種・多機関と連携したソーシャルワーク技術向上のための研修プログラム等の実施を検討することとした。		

5 運営事業者の選定について

9月26日よりプロポーザルによる公募を実施しており、12月には事業者を決定する予定。

6 今後のスケジュール (予定)

平成30年	9月～12月	事業者選定
平成31年	2月	福祉保健常任委員会 (事業者選定結果の報告)
平成31年度 (2019年度)		研修事業計画策定、広報活動開始
平成32年度 (2020年度)		区複合棟開設、新たな福祉人材育成・研修センター事業実施



福祉人材育成・研修センター基本方針 概要版

1 経緯

(1) これまでの福祉人材育成・研修センター

福祉人材育成・研修センターは、主に高齢・介護、障害福祉の分野を対象として、これまでに研修生等延27,736人を数え、介護人材の確保・育成に寄与してきた。一方で、各個別計画において示されている、増加する福祉ニーズや新たな課題への対応に向け、機能の拡充が必要となっている。

(2) 梅ヶ丘拠点における役割

平成25年12月に策定した梅ヶ丘拠点整備プランにおいて、拠点の大きな2つの役割と、その役割を担うために、4つの機能を整備することとした。

大きな2つの役割

身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能
今後の取り組みをリードしていく先駆的機能

4つの機能

相談支援・人材育成機能	健康を守り、創造する機能
障害者の地域生活への移行・継続支援機能	高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能

新たな福祉人材育成・研修センターは、4つの機能のうち、「人材育成機能」を担う。

(3) 新たな福祉人材育成・研修センターの検討

梅ヶ丘拠点整備検討委員会の区複合棟検討会議の部会である、福祉人材育成・研修センター検討会や、学識経験者からなる「梅ヶ丘拠点整備に伴う新たな福祉人材育成・研修センターの基本方針検討に向けたアドバイザー会議」にて、求められる機能及び基本的な方針について検討してきた。

こうした検討状況をもとに、各分野の個別計画に示される課題に対応するため、対象分野を子ども・子育て、保健医療にも広げるとともに、調査・研究の促進などの機能を新たに加える。その運営にあたっては、学識経験者が参加する運営委員会を設け、PDCAサイクルに基づいた機能向上のための仕組みを構築する。また、梅ヶ丘拠点に整備される他の機能との連携による効果的な事業を展開する。

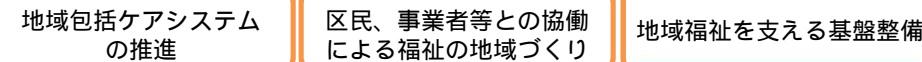


【平成31年度(2019年度)まで】 【平成32年度(2020年度)以降】

2 世田谷区における福祉人材の課題

世田谷区地域保健医療福祉総合計画

施策を展開する3つの柱



「権利擁護」「保健、医療、福祉の連携」「福祉人材の確保・育成」など分野を横断する課題の解決に向け、体系的な研修を通じて専門人材の育成を図る。あわせて、地域包括ケアの観点で多職種・多機関が連携し、困難化、複雑化する課題に事業所が対応できるよう、ソーシャルワーク機能の向上も支援する。

保健福祉関係の個別計画における人材に関する課題

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)

・介護人材の離職者の7割強が勤続年数3年未満という調査結果から、離職防止に向けての取り組みが必要

せたがやノーマライゼーションプラン(一部見直し)・第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)

・保健福祉ニーズの急速な拡大に伴い専門人材への需要が高まる中、さらなる人材の確保・育成を図る必要がある。

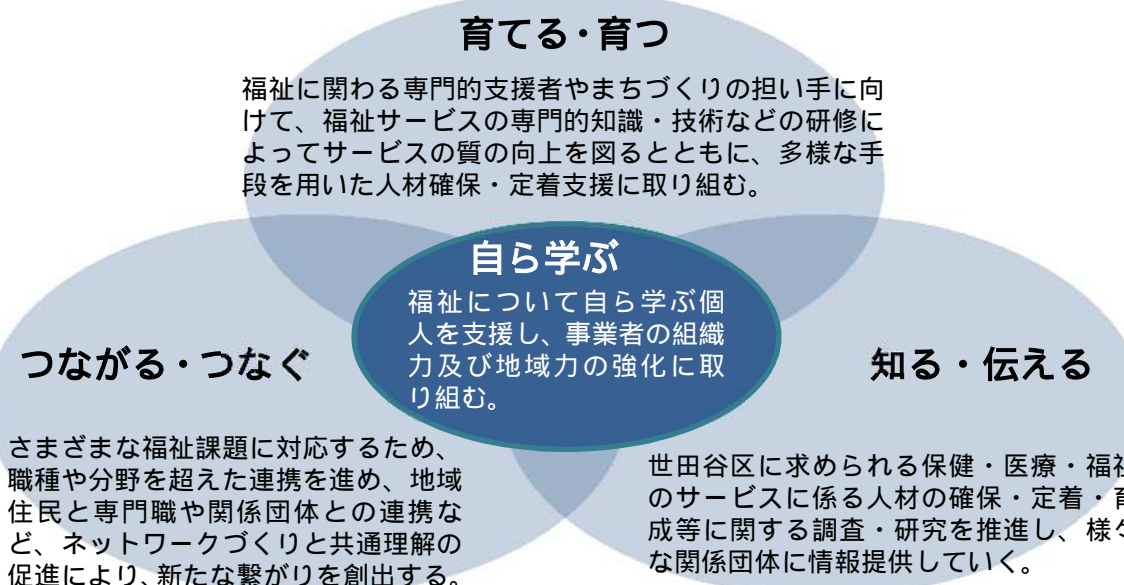
世田谷区子ども計画(第2期)

・保育士等の確保に向けた支援や幼稚園教諭、保育士の資質・能力の向上を図るとともに、不安や悩みの軽減を図ることも重要

健康せたがやプラン(第二次)(後期)

・地域の人たちとのつながりは弱いと思う方が多い一方、地域で何らかの役に立ちたいと感じている方もいるため、地域の健康づくりに携わる人材の確保や育成が重要

3 福祉人材育成・研修センターのめざすもの



4 福祉人材育成・研修センターに整備する機能

福祉人材育成・研修センターについては、福祉人材の確保・育成を包括的にコーディネートする福祉人材の総合的拠点として、以下の7つの機能を担う。

なお、保育人材確保・定着促進については、世田谷区乳幼児教育支援センターと連携・協力し、機能を分担して実施する。

人材確保

区の保健福祉を支える区内事業者・従事者への支援を行うため、就業に向けた人材養成研修や福祉現場の理解を深める研修を実施する。また、離職中の有資格者への働きかけやハローワーク等の関係機関との連携により、人材の発掘を図る。

人材の定着促進

階層別研修によるスキルアップや相談によるメンタル面等のサポートにより、福祉専門人材の定着を図る。

サービスの質の向上

保健福祉のサービス提供における現場の課題を踏まえた研修や、専門性の向上やスキルを身に付ける研修を実施することで、サービスの質の向上を図る。

保健・医療・福祉の連携

福祉に関する課題解決のため、関係機関の協力のもと、保健・医療・福祉における連携はもちろんのこと、課題解決に有効な関連分野の様々な職種との連携ができる人材の育成を図るため、合同研修や連携研修を展開する。

地域福祉を支える人材の育成支援

福祉のまちづくりを地域で担う人材の育成や、地域福祉活動に取り組むリーダーの養成を図る。

事業者・団体等への研修支援

福祉人材の育成に関する研修講師、資料の紹介や事業者や団体等による研修室の活用、事業所内の人材育成を行うリーダーの育成など事業者が自ら職員を育成する事業を支援する。

調査・研究の促進

機能の充実を図るため、運営委員会を組織する。また、福祉のサービスに係る人材の情報を収集し、世田谷区に合わせた研修等事業及び施策形成支援のための研究を実施する。

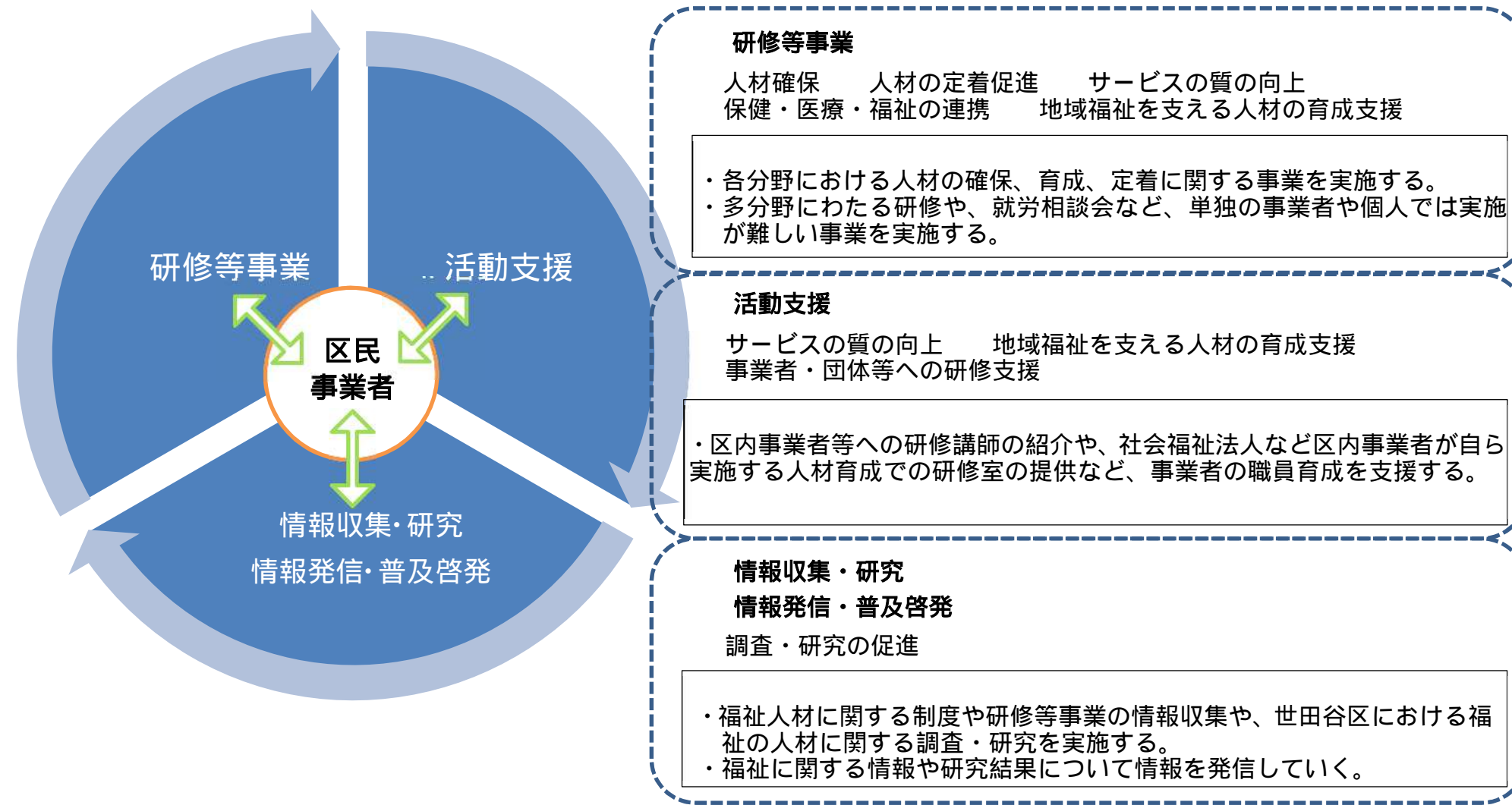
5 福祉人材育成・研修センターの取り組みの概要

《対象とする人材、実施する事業範囲》

対象
福祉に関する従事者の他、保健医療やその他の分野において、福祉と各分野の連携の中核となる専門職や福祉のまちづくりを地域で担う人材等

範囲
専門職の知識及び技術の向上を目的とした事業、就労支援・定着支援など継続的な人材確保を図る事業、地域における主体的な福祉活動を活性化させるための啓発事業、福祉人材に関する調査・研究事業

《事業構成のイメージ》



《関係機関との連携》

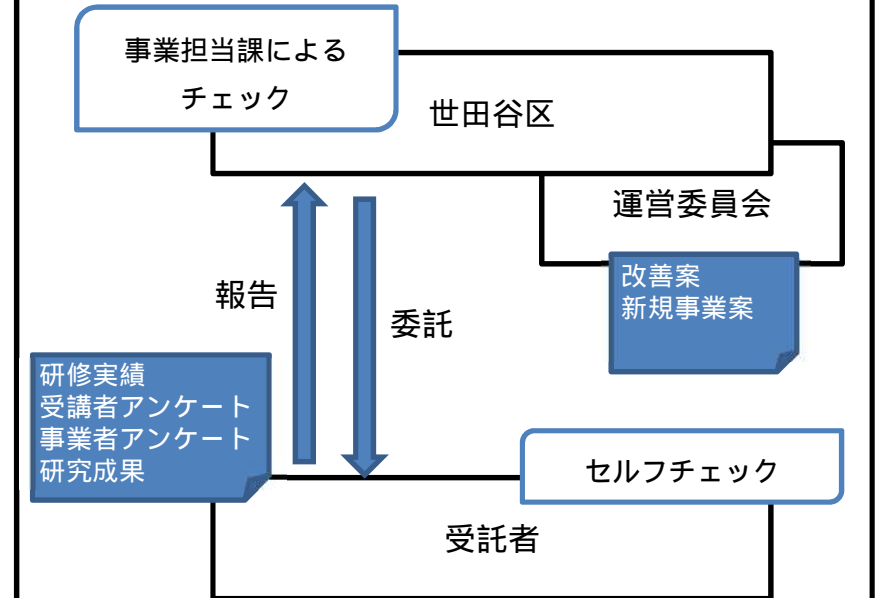
全区的拠点としての連携
全区的な福祉人材育成の拠点として、区内関係団体や同種の人材育成機関、他自治体などとの連携に取り組んでいく。

梅ヶ丘拠点内の連携
梅ヶ丘拠点にある、区複合棟内の保健センター、認知症在宅生活サポートセンターなどや、民間施設棟内の高齢者施設、障害者施設、周辺地域の関係団体などとの連携を図り、事業施策の展開を図る。

世田谷区乳幼児教育支援センターとの連携
世田谷区乳幼児教育支援センターでは、主に乳幼児教育、保育についての研修を実施するため、新たな福祉人材育成・研修センターでは、衛生管理、栄養指導などの研修を実施する。

6 運営委員会

福祉人材育成・研修センターでは、社会状況の変化や保健福祉制度の動向などを踏まえ、研修事業の見直しや研究について学識経験者等が参加する運営委員会の検討の提案を受け、P D C Aサイクルに基き事業改善に取り組む。



7 福祉人材育成・研修センターの施設概要

室名	広さ (㎡)	最大収容人数
相談室・面接室	37	各 4 人
ホワイエ	118	約 20 人
研修室 A	137	84 人
研修室 B	82	48 人
研修室 C	307	240 人
調理実習室	112	42 人
介護実習室	138	42 人
保育室	22	7 人
事務室	102	

8 今後のスケジュール(予定)

基本方針をもとに、事業者選定を実施する。その後、事業者の提案や今後の福祉の動向を踏まえ、事業計画を取りまとめる。

平成30年度 事業者選定(公募)
平成31年度(2019年度)事業計画策定、広報活動等開始
平成32年度(2020年度)梅ヶ丘拠点区複合棟開設、
研修等事業開始

梅ヶ丘拠点整備に伴う新たな福祉人材育成・
研修センターの基本方針

平成30年8月

世田谷区

目次

1	経緯	P.2
(1)	これまでの福祉人材育成・研修センター	
(2)	梅ヶ丘拠点における役割	
(3)	新たな福祉人材育成・研修センターの検討	
2	世田谷区における福祉人材の課題	P.5
(1)	世田谷区地域保健医療福祉総合計画	
(2)	保健福祉関係の個別計画における課題	
(3)	児童相談所の移管に伴う人材育成	
3	福祉人材育成・研修センターのめざすもの	P.10
4	福祉人材育成・研修センターに整備する機能	P.11
(1)	人材確保	
(2)	人材の定着促進	
(3)	サービスの質の向上	
(4)	保健・医療・福祉の連携	
(5)	地域福祉を支える人材の育成支援	
(6)	事業者・団体等への研修支援	
(7)	調査・研究の促進	
5	福祉人材育成・研修センターの取り組みの概要	P.12
(1)	対象とする人材、実施する事業の範囲	
(2)	事業構成のイメージ	
(3)	関係機関との連携	
(4)	今後の福祉のニーズに合わせた福祉人材育成・研修センターの活用	
6	運営委員会	P.15
7	福祉人材育成・研修センターの施設概要	P.16
(1)	梅ヶ丘拠点区複合棟の福祉人材育成・研修センターの諸室	
(2)	開設時間(想定)	
(3)	運営形態	
8	今後のスケジュール(予定)	P.16
9	資料1 これまでの福祉人材育成・研修センター事業一覧	
	資料2 福祉人材育成・研修センターにおける事業イメージ	
	資料3 福祉人材育成・研修センターにおける諸室利用イメージ	
	参考1 福祉人材の確保・育成の対象職種一覧イメージ	
	参考2 主な福祉施設、サービス一覧	

はじめに

世田谷区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健医療福祉の基本的な考え方を示す世田谷区地域保健医療福祉総合計画をはじめ、保健福祉分野の各計画に基づき、公的なサービスや支えあい活動等を区民、事業者と協働した多様な保健、医療、福祉の施策展開に取り組んでいるところである。

全国的に、少子高齢化による人口減少が進展する中、世田谷区は、人口が子どもから高齢者まで、全世代で増加し、平成29年には、90万人を超えており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムによる支援が高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など幅広く必要となっている。

国が「ニッポン一億総活躍プラン」を平成28年に閣議決定し、「介護職離職ゼロ」に向け、介護の環境整備や介護負担の軽減、地域共生社会の実現などをめざす中、区においても、梅ヶ丘に保健医療福祉の全区的拠点の整備を進めるとともに、新たな福祉人材育成研修センターの検討を進めてきた。

1 経緯

(1) これまでの福祉人材育成・研修センター

世田谷区では介護人材の確保・育成を支援するため、平成19年度、福祉人材育成・研修センター事業を開始し、介護サービスや保健福祉サービスの担い手の確保・育成に取り組んできた。これまでの福祉人材育成・研修センター((福祉)世田谷区社会福祉事業団に対し高齢福祉課が委託)は、主に高齢・介護、障害福祉の分野を対象として、就労支援や各種研修等に取り組んでおり、これまでに研修生等延27,736人(平成29年度末時点)を数え、介護人材の確保・育成に寄与してきた。一方で、各個別計画において示されている、増加する福祉ニーズや新たな課題への対応に向け、機能の拡充が必要となっている。

<参考> これまでの福祉人材育成・研修センター

施設の状況 本建物は世田谷区の所有で生活福祉担当課が所管

主な諸室 1階 事務室、研修室、控室

所在地 世田谷区成城六丁目3番10号

構造 RC造

占有面積 310.86㎡

事業の状況(資料1 これまでの福祉人材育成・研修センター事業一覧 参照)

これまでの福祉人材育成・研修センターは、高齢福祉課より社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に事業委託のもと、高齢・介護、障害福祉分野をメインとした人材確保・育成事業を実施するほか、自主事業である介護職員初任者研修などを行っている。

(2) 梅ヶ丘拠点における役割

平成25年12月に策定した梅ヶ丘拠点整備プランにおいて、梅ヶ丘拠点には大きな2つの役割と、それを担うために4つの機能を整備することとした。

拠点の大きな2つの役割

梅ヶ丘拠点整備の基本的な考え方において、拠点の役割としては、専門性の集積や質の高いサービスを提供できる人材の育成等により、地域・地区の拠点やサービス事業者を支援する機能と地域での活動を牽引するようなモデルを発信する機能が求められている。

身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能

今後の取り組みをリードしていく先駆的機能

拠点到整備される4つの機能

相談支援・人材育成機能

- ・安心して在宅療養・地域生活を送るための相談支援及び情報提供を行うとともに、保健医療福祉を支える人材を確保育成する。

健康を守り、創造する機能

- ・健康づくりの総合的な推進や、病気の予防・早期発見による区民の健康づくり支援を担う。

高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能

- ・介護や医療が必要な高齢者が病院等から在宅復帰する際、また在宅で療養生活を送る場合に、地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。

障害者の地域生活への移行・継続支援機能

- ・介護や医療を含め支援が必要な障害者が病院等から地域移行する際、また地域での生活を継続する場合に、安心して暮らし続けられるように支援する。

新たな福祉人材育成・研修センターは梅ヶ丘拠点に求められる「人材育成機能」を担う。

(3) 新たな福祉人材育成・研修センターの検討

梅ヶ丘拠点の機能のうち、「相談支援・人材育成機能」を担うための検討について、梅ヶ丘拠点整備検討委員会の区複合棟検討会議の部会である、福祉人材育成・研修センター検討会や、学識経験者からなる「梅ヶ丘拠点整備に伴う新たな福祉人材育成・研修センターの基本方針検討に向けたアドバイザー会議」にて、求められる機能や及び基本的な方針について検討してきた。

こうした検討状況をもとに、各分野の個別計画に示される課題に対応するため、対象分野を子ども・子育て、保健医療にも広げるとともに、調査・研究の促進などの機能を新たに加える。その運営にあたっては、学識経験者が参加する運営委員会というチェック機能を持つPDCAサイクルに基づいた機能向上のための仕組みを取り入れることとする。

【平成31年度(2019年度)まで】



【平成32年度(2020年度)以降】



「相談支援・人材育成機能」については、梅ヶ丘拠点区複合棟内の区立保健センター、認知症在宅生活サポートセンター、民間施設棟内の基幹相談支援センターや高齢者施設、障害者施設と連携し、在宅療養・地域生活を送るための相談及び情報提供を支援するとともに、保健医療福祉を支える人材の確保・育成の中核を担う。

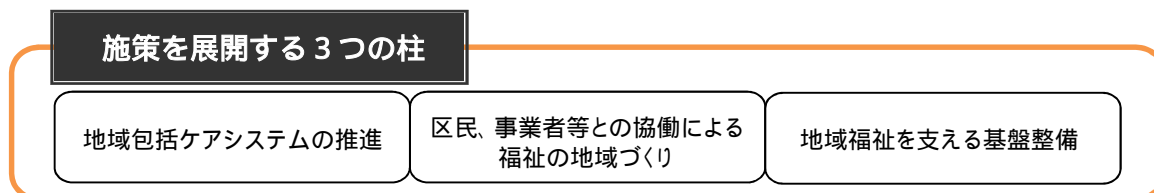
また、平成25年の梅ヶ丘プラン以降の世田谷区新実施計画(後期)をはじめ、保健福祉関係の各計画の改定、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアの地区展開、国の「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた動向も踏まえながら、福祉の専門人材はもとより、地域人材の育成・活用も視野に入れ、「参加と協働の地域づくり」に向けた事業実施場所としても活用していく。

なお、梅ヶ丘拠点での新たな福祉人材育成・研修センターの事業実施に合わせ、現在成城で実施している、福祉人材育成・研修センターは廃止する。

2 世田谷区における福祉人材の課題

平成25年の梅ヶ丘整備プランの策定以降、地域包括ケアシステムの推進や世田谷区地域保健医療福祉総合計画をはじめ、保健福祉関係の各計画の改定なども行われている。各計画等における課題は以下のとおりである。

(1) 世田谷区地域保健医療福祉総合計画



世田谷区では、高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭など誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援の一体的な提供をめざした地域包括ケアシステムの取組みを全27地区で展開している。

地域保健医療福祉総合計画は、各分野の共通の基盤として、平成26年度からの10年間で取り組むべきものについての基本的な考え方を示している。その中で、保健医療福祉の横断的な課題として「権利擁護」「保健、医療、福祉の連携」「福祉人材の確保・育成」等を挙げており、これらを解決するための人材を確保、育成する必要がある。

新たな福祉人材育成・研修センターは、これまでの介護人材の確保・育成支援に加えて、障害者や子ども分野を対象とし、体系的な研修を通じて専門人材を育成する。あわせて、地域包括ケアの観点から多職種・多機関の連携を図り、困難化、複雑化する課題に事業所の職員が対応できるよう、ソーシャルワーク機能の向上も支援していく。

(2) 保健福祉関係の個別計画における課題

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）

課題

- ・福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援に向け、事業者支援を充実していく必要がある。
- ・福祉人材育成・研修センターの研修は、小規模な介護事業所においては日中の受講がしづらい状況があることから、参加しやすいような曜日・時間帯の工夫が必要である。
- ・介護人材の離職者の7割強が勤続年数3年未満という調査結果があり、離職防止に向けて取り組む必要がある。
- ・次世代を担う小・中・高校生の福祉職場への興味や関心を高め、就労のきっかけづくりとなる取り組みを進める必要がある。
- ・在宅療養に必要な医療や介護が切れ目なく提供されるよう、医療職・介護職が互いの専門性に対する理解を深め、連携を推進する必要がある。
- ・地域の支えあいを推進するにあたり、様々な社会資源をコーディネートする地区の生活支援コーディネーターのスキルの蓄積・向上を図る必要がある。

方針

- ・「人材確保に向けた事業者支援等の充実」「人材の育成・専門性向上への支援」「人材の定着支援」「担い手のすそ野拡大」の4つを基本方針とし、取り組みを進めていく。

事業例

- ・地方からの人材確保や外国人介護職受入の課題等整理及び支援策の検討（人材確保に向けた事業者支援等の充実）
- ・福祉人材育成・研修センターでの研修内容の充実、キャリアアップ支援（人材の育成・専門性向上への支援）
- ・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向けた、介護ロボットの活用検討（人材の定着支援）
- ・小・中学生への出前授業の実施、福祉の仕事の魅力を発信（担い手のすそ野拡大）
- ・多職種連携研修の実施等による、医療・介護連携の実践スキルや介護職の医療知識の向上
- ・生活支援コーディネーターが相互に事例を共有して取組みを検証する事例検討会の開催

せたがやノーマライゼーションプラン(一部見直し)・第5期障害福祉計画
(第1期障害児福祉計画)

課題

- ・障害の重度化・重複化、高齢化、医療的ケアの必要性に対応する支援体制の充実が課題となっている。
- ・保健福祉ニーズの急速な拡大に伴い専門人材への需要が高まる中、さらなる人材の確保・育成を図る必要がある。

方針

- ・医療的ケアを必要とする障害児(以下「医療的ケア児」)及びその家族の支援に向け、相談支援の充実などに取り組む。また、障害福祉の相談支援事業者と、介護保険のケアマネジャーの連携の強化をはじめとして、サービス提供事業者等のネットワークの強化を図る。
- ・各種専門研修や障害者相談支援人材育成研修等を充実させるとともに、保健福祉の人材の確保、定着、育成を図る。

事業例

- ・障害者相談支援人材育成研修の充実
- ・障害者通所施設等への研修費助成
- ・失語症会話パートナーの養成
- ・障害者虐待対応研修の実施
- ・医療的ケア児に対応できる障害児相談支援事業所の拡充

世田谷区子ども計画（第2期）

課題

- ・保育をはじめとする子ども・子育て支援の基盤整備に伴い、保育士等の確保は大きな課題となっている。あわせて、幼稚園教諭や保育士の資質・能力の向上を図るとともに、不安や悩みの軽減を図ることも重要である。
- ・また、保護者や子どもが気軽に立ち寄ることができ、相談できる場などにおけるスタッフのスキル向上や地域で子どもの育ちを支える地域人材の子育て力の向上が必要である。
- ・さらに、支援が必要な家庭の課題が困難化・複雑化しており、早期からの適切かつ継続した支援を行う必要があり、子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上とケースワーカーの専門性・経験の蓄積が欠かせない状況である。

方針

- ・保育・幼児教育に携わることを希望する担い手と確保したい事業者とのマッチングや、現在、保育・幼児教育に携わっていない有資格者への研修を実施など人材確保の支援を行う。あわせて、保育士や幼稚園教諭の資質・能力の向上を図るため、各種研修を充実するとともに、合同研修や他施設との交流・情報交換の機会の創出に努める。
- ・また、日頃から子どもや子育て家庭と関わる職員、スタッフへの研修を充実し、人材の育成を図るとともに、地域活動の支え手の発掘に努める。
- ・さらに、子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上を図るため、研修プログラムの構築・実施や専門機関の活用を通じて職員の知識、気づきの感度、援助技術を高める。

事業例

- ・＜人材確保＞
- ・保育人材情報等ポータルサイトの運用、保育士就職相談会、保育士再チャレンジ事業、子育て支援者養成研修、児童館子育てサポーター 等
- ・＜人材育成＞
- ・保育実務研修、私立幼稚園等研修助成、乳幼児教育支援センターの機能検討（保幼小合同研修、保育士等キャリアアップ研修、幼児教育・保育情報連絡会等）、ひろばスタッフ研修、一時預かり研修、児童館職員研修、新BOP職員研修、利用者支援事業スタッフ研修（地域子育て支援コーディネーター、子育て応援相談員、母子保健コーディネーター）、子ども家庭支援センター職員研修、養育支援等ホームヘルパー研修 等

健康せたがやプラン（第二次）（後期）

課題	<ul style="list-style-type: none">・健康づくりにおいては、個人の力だけでは実現や継続できないことが数多くあることから、区民が区民を支える取り組みや、万の際に助け合える関係など、共助の考えに基づく主体的で多様な地域活動が活発に展開されることが必要である。・「世田谷区民の健康づくりに関する調査（平成27年度）」によると、地域の人たちとのつながりは弱いと思う方の割合が高い一方で、多くの方が、きっかけ等があれば、地域で何らかの役に立ちたい等、社会の中で充実感を得たいと感じている実態が見られたことから、地域の健康づくりに携わる人材の確保や育成がより一層重要となる。
方針	<ul style="list-style-type: none">・地域の健康づくりとして、運動等を通じ支援するリーダーの新たな人材の発掘や養成等に取り組む。・また、こころの相談にかかわる地域人材の育成として、家族や友人等の自殺のサインに気付き支援に繋げるゲートキーパーや、区民に寄り添いサポートする若者ピアサポーター等の新たな人材の養成や活動の場の提供等に取り組む。
事業例	<ul style="list-style-type: none">・せたがや元気体操リーダー養成・ゲートキーパー養成・若者ピアサポーターの養成

（3）児童相談所の移管に伴う人材育成

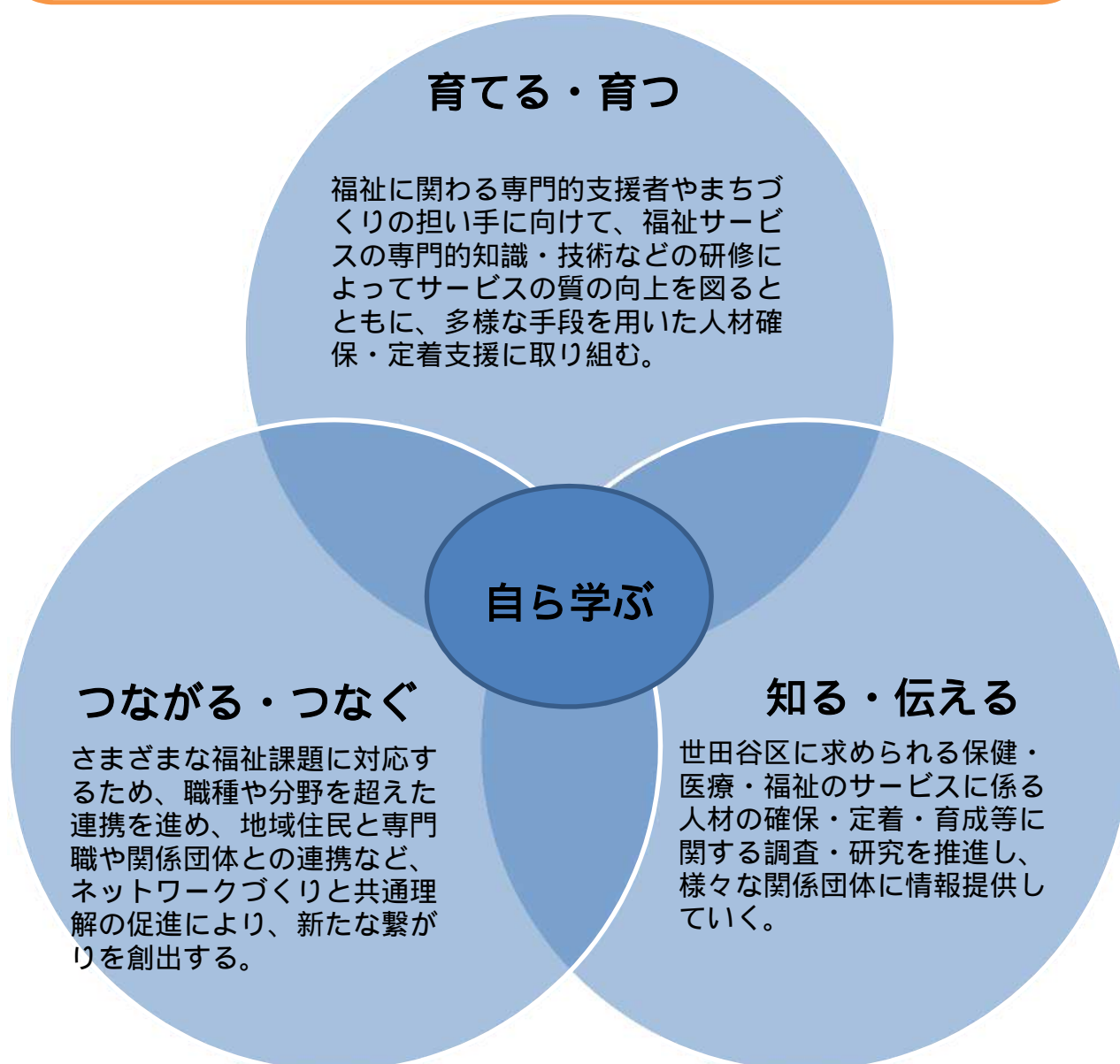
区は2020年4月以降早期に、東京都より児童相談所の移管を受け、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の資源を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実施を目指している。児童相談所の開設に向けて、児童福祉司、児童心理司、一時保護所に勤務する保育士・児童指導員の育成が課題であるとともに、開設後における職員の質の維持と向上に努める必要がある。

育成方針	<ul style="list-style-type: none">・東京都をはじめとした他の自治体への派遣研修、特別区職員研修所が実施する研修への参加・区内部における人材育成プログラムの構築・実施と、児童相談所での勤務経験や児童相談業務の経験と広い知見を有する専門人材が行う研修・技術的指導による職員の知識及びソーシャルワーク機能の向上。
------	---

3 福祉人材育成・研修センターのめざすもの

これまでの検討の経過や、各個別計画において課題とされた福祉に携わる人材に関して、以下の目標を掲げて事業を実施するものとする。

福祉人材育成・研修センターは、世田谷区地域保健医療福祉総合計画がめざす地域福祉を支える重要な基盤の一つとして更なる機能の拡充が求められている。その役割を果たすため、福祉の専門人材育成の中核的な拠点として、人材育成にかかわる関係機関と連携して、従事者による自己研鑽の努力や、事業者の人材確保・育成力・組織力及び地域力の強化の取り組みを支援することで、世田谷における人材の確保、定着、育成の推進をめざす。



4 福祉人材育成・研修センターに整備する機能

以下の7つの機能について整備し、それぞれの機能の連携や、他機関との連携により福祉人材育成・研修センターのめざす形を作り出す。

人材確保

- ・区の保健福祉を支える区内事業者・従事者への支援を行うため、就業に向け、人材の養成研修や福祉の現場の理解を深める研修を実施する。また、離職中の有資格者への働きかけやハローワーク等の関連機関との連携により、人材の発掘を図る。

人材の定着促進

- ・階層別研修によるスキルアップや相談によるメンタル面等のサポートにより、福祉専門人材の定着を図る。

サービスの質の向上

- ・保健福祉のサービス提供における現場の課題を踏まえた研修や、専門性の向上やスキルを身に付ける研修を実施することで、サービスの質の向上を図る。

保健・医療・福祉の連携

- ・福祉に関する課題解決のため、関係機関の協力のもと、保健・医療・福祉における連携はもちろんのこと、課題解決に有効な関連分野の様々な職種との連携ができる人材の育成を図るため、合同研修や連携研修を展開する。

地域福祉を支える人材の育成支援

- ・福祉のまちづくりを地域で担う人材の育成や、地域福祉活動に取り組むリーダーの養成を図る。

事業者・団体等への研修支援

- ・福祉人材の育成に関する研修講師、資料等の紹介や事業者や団体等による研修室の活用、事業所内の人材育成を行うリーダーの育成など事業者が自ら職員を育成する事業を支援する。

調査・研究の促進

- ・機能の充実を図るため、運営委員会を組織する。また、福祉のサービスに係る人材の情報を収集し、世田谷区に合わせた研修等事業及び施策形成支援のための研究の促進を図る。

【平成31年度(2019年度)まで】

人材確保	研修 改善 等
定着促進	
サービスの質の向上	

【平成32年度(2020年度)以降】

人材確保	事業者・団体等への 研修支援	調査・研究の 促進
人材の定着促進		
サービスの質の向上		
保健・医療・福祉の連携		
地域福祉を支える人材の 育成支援		

従来の研修に加え、保健・医療・福祉の連携や、地域福祉を支える人材の育成支援、事業者、団体等への研修支援、福祉施策に関わる調査・研究の展開を図っていく。

5 福祉人材育成・研修センターの取り組みの概要

(1) 対象とする人材、実施する事業の範囲

対象とする人材

- ・福祉に関する従事者の他、保健医療やその他の分野において、福祉と各分野の連携の中核となる専門職や福祉のまちづくりを地域で担う人材等

実施する事業範囲

- ・専門職の知識及び技術の向上を目的とした事業、就労支援・定着支援など継続的な人材確保を図る事業、地域における主体的な福祉活動を活性化させるための啓発事業、福祉人材に関する調査・研究事業

(2) 事業構成のイメージ



梅ヶ丘拠点に整備する福祉人材育成・研修センターでは、人材確保をはじめ、人材の定着促進、調査研究の促進などの7つの機能を発揮させるため、区民、区内事業者への情報発信や活動支援、情報収集、分析などに取り組むとともに、研修等事業に参加しやすい環境づくりに取り組む。

研修等事業

人材確保 人材の定着促進
サービスの質の向上
保健・医療・福祉の連携
地域福祉を支える人材の育成支援

- ・各分野における人材の確保、育成、定着に関する事業を実施する。
- ・分野を超えた研修や、就労相談会など、単独の事業者や個人では実施が難しい事業を実施する。

活動支援

サービスの質の向上
地域福祉を支える人材の育成支援
事業者・団体等への研修支援

- ・区内事業者等への研修講師の紹介や、社会福祉法人など区内事業者が実施する福祉人材育成事業での研修室の活用など、事業者が自ら職員を育成する事業を支援する。

情報収集・研究 情報発信・普及啓発

調査・研究の促進

- ・福祉人材に関する制度や研修等事業の情報収集や、世田谷区における福祉の人材に関する調査・研究を実施する。
- ・福祉に関する情報や研究結果について情報を発信していく。

福祉人材育成・研修センターにおける事業イメージは資料2参照

(3) 関係機関との連携

全区的拠点としての連携

福祉人材育成・研修センターでは、全区的な福祉人材育成の拠点として、他自治体、ハローワークなどの就労機関、乳幼児期の教育・保育の充実のための研修等の機能を担う世田谷区乳幼児教育支援センターや、区内の福祉活動の人材発掘に取り組んでいる社会福祉協議会等の関係団体、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体との連携に取り組んでいく。

また、これからの福祉を担う人材の発掘や、福祉の調査・研究などについて区内の大学等との連携を検討する。

ア 社会福祉協議会等との連携

- ・社会福祉協議会は、地域包括ケアの地区展開において、地域人材の発掘や育成、社会資源の創出、地域活動や人材のコーディネートなどに取り組んでいる。地域資源開発を通じて、地域リーダーとなる担い手の人材確保・育成などについて連携を図る。

イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携

- ・地域包括ケアシステムを深化させるため、医療と福祉の連携をさらに強化する必要がある。地区連携医事業など、在宅医療・介護の連携推進事業においては、多職種の関わりが重要であるため、研修、啓発について連携して取り組んでいく。

梅ヶ丘拠点内の連携

福祉人材育成・研修センターは、梅ヶ丘拠点にある、区複合棟内の保健センター、認知症在宅生活サポートセンターなどや、民間施設棟内の高齢者施設、障害者施設、周辺地域の関係団体などとの連携を図り、事業施策の展開を図る。

ア 保健センターとの連携

- ・保健センターでは、地域医療の後方支援を充実するため、運動指導や健康指導などのプログラムを実施している。地域で実践する人材の研修プログラムなどと連携して取り組んでいく。

イ 認知症在宅生活サポートセンターとの連携

- ・認知症在宅生活サポートセンターにおいては、認知症に関連する研修や認知症サポーターの養成について連携し、認知症ケアの基礎及び行動・心理症状に対する緩和ケア等、医療・介護の専門職の実務的な支援能力（認知症ケアの質）の向上に向けて取り組んでいく。

ウ 民間施設棟（高齢者施設・障害者施設）との連携

- ・各施設の研修生等を積極的に受け入れ、各施設と連携して効果的な研修プログラムを実施するとともに、先駆的なモデル事業を検討していく。

平成33年度(2021年度)から開設する世田谷区乳幼児教育支援センターとの連携 世田谷区乳幼児教育支援センターとの連携

世田谷区乳幼児教育支援センターには、以下の機能が整備されるため、主に乳幼児教育、保育に関する人材育成については世田谷区乳幼児教育支援センターで実施されることになるが、福祉人材の関わる多職種による連携や、実習室などの施設活用など協力して事業を実施していく。

- ・乳幼児期の教育・保育の充実のための調査・研究
- ・小学校教育への円滑な接続に向けた世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムの普及・促進と幼稚園・保育所等の運営上の相談等に対応する「乳幼児教育アドバイザー」による支援の実施
- ・私立を含めた幼稚園・保育所等と小学校の連携を促進する合同研修や保育者等のキャリアアップ研修の実施
- ・「世田谷区幼児教育・保育情報連絡会」の設置による交流や連携の推進
- ・家庭教育に関わる情報提供や講座等の実施など家庭教育支援の充実

(参考)福祉人材育成・研修センターと乳幼児教育支援センターで行う保育分野の研修について

- ・乳幼児教育支援センターで行う研修については、保育の内容、質の向上につながる研修を実施する。
- ・福祉人材育成・研修センターで行う研修については、地域リーダー、医療的ケア、衛生管理や栄養指導等、直接的に保育に係る以外の専門的な研修、また、リスクマネジメント等、他機関との連携が必要な研修を実施する。
- ・上記の考え方を基本に研修を実施していく。なお、会場に関しては、実施機関に関わらず、空き状況等に応じ、双方のセンターを有効に活用していく。
- ・また、平成33年度(2021年度)開設予定の乳幼児教育支援センターで行う研修についても、平成32年度(2020年度)に実施できる研修があれば、福祉人材育成・研修センターを活用し実施していく。

(4) 今後の福祉のニーズに合わせた福祉人材育成・研修センターの活用

地域包括ケア推進の観点から、今後も新たなニーズへの対応が求められる。その対応としては、福祉に関する新たな連携や知識の習得をめざし、区としての施策の展開や、民間によるサービスの提供など、常に先を見据えた取り組みが必要である。福祉人材育成・研修センターにおいても、福祉に携わる専門職の育成・連携の場として、さらなる活用の検討を進める。

現在、区は2020年4月以降早期の児童相談所開設に向け、人材確保等の準備を進めている。

区は、児童相談所の開設に伴い、児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的な運用を柱とした予防型の児童相談行政の展開を目指しており、そのためには、子ども家庭支援センターをはじめとする子育て支援に携わる人材のソーシャルワーク技術の向上が不可欠である。こうしたことから、区においては次の取り組みを進めるとともに、スケールメリットを活かした特別区合同による研修や、より専門性の高い知識・技術等の習得のための大学や民間機関などの外部機関の活用などについて、あわせて検討を進めるものとする。

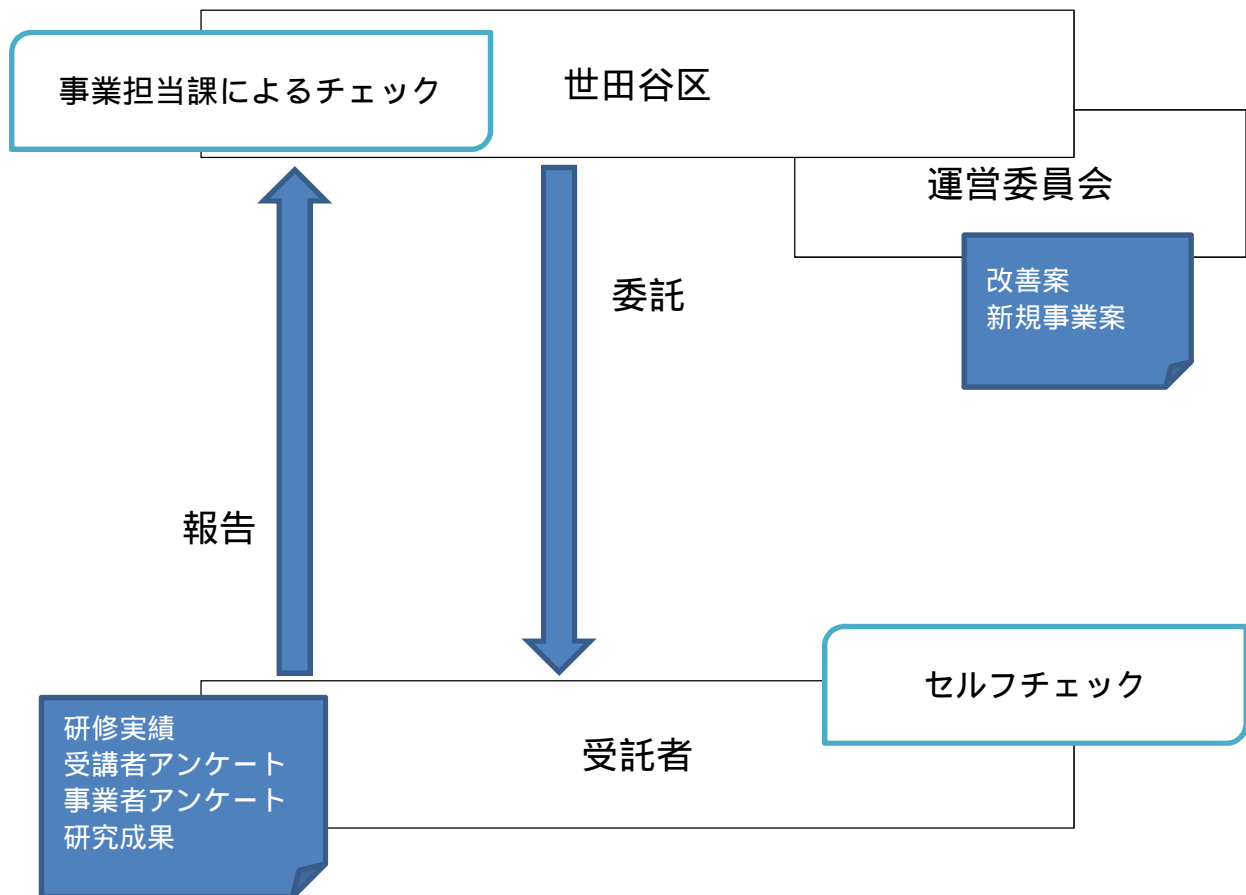
- ・多職種・多機関と連携したソーシャルワーク技術向上のための研修プログラムの構築
- ・子育て等の問題に早期に気付き、支援につなげるための児童館や保育施設、子育て支援事業者などの身近な地域による「気付きの感度」向上の研修プログラムの構築

また、子育て支援に携わる区職員や、地域の子育て支援事業者を対象としたソーシャルワーク技術の習得・向上に向け、福祉人材育成・研修センターにおいても、効果的な人材育成の場としてさらなる活用の検討を進める。

6 運営委員会

学識経験者等が参加する運営委員会では、社会状況の変化や保健福祉施策の法改正などを踏まえ、研修事業の見直しや研究テーマについて提言する。区は、PDCAサイクルに基づく事業改善に取り組む。

なお、学識経験者には高齢、障害、子ども、保健医療等の各分野に知見のある人材を招聘する。



7 新たな福祉人材育成・研修センターの施設概要

(1) 梅ヶ丘拠点区複合棟の福祉人材育成・研修センターの諸室

室名	広さ	最大収容人数
相談室・面接室	約 37 m ²	各4人
ホワイエ	約 118 m ²	約20人
研修室 A	約 137 m ²	84人
研修室 B	約 82 m ²	48人
研修室 C	約 307 m ²	240人
調理実習室	約 112 m ²	42人
介護実習室(和室含)	約 138 m ²	42人
保育室	約 22 m ²	7人
事務室	約 102 m ²	

各分野における諸室で実施する事業イメージについては以下を参照

資料3 福祉人材育成・研修センターにおける諸室利用イメージ

(2) 開設時間(想定)

全日9時00分～22時00分

年末年始、施設点検等による休館有

(3) 運営形態

事業委託による運営

参考(梅ヶ丘拠点区複合棟)

(1) 敷地概要

所在地 世田谷区松原六丁目37番

敷地面積 約8,859m²(バスベイ含む)

(2) 建物概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造・CFT造 免震構造

階数 地上5階、地下1階建

延床面積 約15,502m²

8 今後のスケジュール(予定)

この基本方針をもとに、事業者選定を実施する。

その後、事業者の提案や今後の福祉の動向を踏まえ、年度毎に事業計画を取りまとめる。

平成30年度

事業者選定(公募)

平成31年度(2019年度)

事業計画策定、広報活動開始、民間施設棟開設

平成32年度(2020年度)

区複合棟開設、研修等事業開始

これまでの福祉人材育成・研修センター事業一覧

＜介護職員従事者養成＞		
1	介護職員初任者研修	自主事業
2	同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）	応用課程のみ自主事業
3	介護福祉士受験対策講座	
4	世田谷区総合事業生活援助サービス従業者養成研修	

＜定着支援＞		
5	新任職員研修	
6	中堅職員研修	
7	指導的職員研修	
8	運営管理職員研修	
9	リーダー養成マネジメント研修	
10	福祉従事者としてのビジネスマナーの基本	
11	職員が生き生きと働くための職場経営	

＜専門性向上＞		
12	世田谷区ケアマネジャー研修【新任1～3】	
13	世田谷区ケアマネジャー研修【現任1・2】	
14	世田谷区ケアマネリーダー養成研修	
15	世田谷区ケアマネジャー研修【リーダー1～4】	
16	地域包括支援センター職員【共通】【社会福祉士】【主任介護支援専門員】 【保健師・看護師】	
17	介護職員研修【入門】	
18	介護職員研修【現任1～4】	
19	サービス提供責任者研修【新任】	
20	サービス提供責任者研修【現任1～3】	
21	在宅医療を支える訪問看護研修	
22	多職種で学ぶ対人援助技術研修	
23	多職種で学ぶところとからだの理解研修	
24	多職種で学ぶ医療・福祉連携研修	
25	障害福祉の理解研修	
26	認知症ケア研修認知症の緩和ケアに資する研修	

< 共通課題・トピックス >	
27	課題別研修【第1回】【第2回】

< 人材発掘・就労支援 >	
28	人材確保・人事管理セミナー
29	せたがや福祉のしごと区内介護施設等見学会
30	せたがや福祉のしごと入門講座
31	福祉のしごと出張入門講座
32	せたがや福祉のしごと相談・面接会/イベント
33	訪問看護の就労支援講座
34	訪問看護の職場体験

< 相談事業 >	
	こころの相談・メール相談

福祉人材育成・研修センターにおける事業イメージ

	高齡・介護	障害福祉	子ども・子育て	保健医療
確保	就職相談会、面接会、職場体験、養成・入門・啓発研修			
	介護補助員養成研修			
育成	虐待防止研修			
	ケアマネジャー研修	高次脳機能障害 支援者向け研修	食育研修	せたがや元気体操リーダー養成
	訪問介護事業所向け 調理実習	失語症パートナー養成	ファミリーサポートセンター 事業養成研修	多職種で学ぶ 医療・福祉連携研修
	介護職員研修 (入門・現任)	手話講習	ひろば人材育成支援	
		相談支援人材育成研修	一時預かり人材育成支援	
		同行援護、知的障害者移動支援、重 度訪問介護従事者養成研修	医療的ケア実施研修	
		障害福祉の理解研修	救命救急研修	
	多職種・多機関・多分野の連携			
	地域のまちづくりを担う人材の育成、地域福祉活動に取り組むリーダーの養成			
	定着	階層別研修		
	メール相談・こころの相談			
支援	各種研修事業の講師紹介、職能団体・連絡会等への研修への会場貸出			
調査 研究	福祉の人材に関する調査・研究の実施(テーマは年度毎に設定)			

福祉人材育成・研修センターにおける諸室利用イメージ

諸室名称	実施事業例	活動支援事業での貸出予定	備考
事務室	・事務執行(窓口)		
印刷室			
給湯室			
相談室 (2室)	・相談事業(電話、来所)		
面接室 (2室)			
ホワイエ	・イベント活用(展示等)		
研修室(A~C)	<ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修(新任・中堅・指導的職員・運営管理) ・認知症ケア研修 ・ケアマネジャー研修(新任・現任・ケアマネリーダー・リーダー) ・手話講習会(区事業) ・高次脳機能障害支援者向け研修 ・失語症パートナー養成研修 ・知的障害者支援従業者養成研修 ・障害福祉の理解促進 ・障害者相談支援人材育成研修 ・同行援護従事者養成研修 ・医療的ケア実施研修 ・家庭的保育事業者研修 ・食育研修 ・居宅訪問型保育研修 ・救命救急実技研修 ・せたがや元気体操リーダー養成 ・多職種で学ぶ医療・福祉連携研修 		研修規模によって最適な会場にて実施
調理実習室	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所向け調理実習 ・調理実習研修(離乳食・調理講習会) 		ガスコンロ、シンク、電子レンジ、炊飯器等を整備
介護実習室 (和室含)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護補助員養成研修 ・介護職員研修(入門・現任) ・高次脳機能障害支援者向け研修 ・重度訪問介護従業者養成研修 		介護ベッド、和室等を整備
保育室	・ひととき保育		

全ての諸室は研究事業で利用することも想定される。

福祉分野における主な職種、資格体系イメージ

	高齢・介護	障害福祉	子ども・子育て	保健医療
介護 保育	<p>介護福祉士 介護職員</p> <p>訪問介護員(ホームヘルパー)</p> <p>生活相談員・生活支援員</p>	<p>保育士</p> <p>ひろば人材</p> <p>子育て支援関係ヘルパー</p> <p>児童指導員・放課後児童指導員</p>		<p>元気体操リーダー</p>
相談 援助 調整	<p>介護支援専門員</p> <p>サービス提供責任者</p>	<p>相談支援専門員</p> <p>手話通訳者</p>	<p>社会福祉主事・社会福祉士</p> <p>児童福祉司・児童心理司</p>	<p>ゲートキーパー</p> <p>ピアサポーター</p>
保健 医療	<p>臨床心理士・精神保健福祉士</p>			
	<p>看護師・保健師</p>			
	<p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・ 視能訓練士・義肢装具士</p>			
栄養 調理	<p>栄養士・調理師</p>			
運営 管理	<p>施設長・事務職員等</p>			

福祉人材育成・研修センターでは資格を取得できる研修は実施しない。

主な福祉施設、サービス一覧

高齢分野の施設・サービス

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
特別養護老人ホーム	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。 介護保険上の名称は、介護老人福祉施設
養護老人ホーム	65歳以上で身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により、家庭での生活が困難な人が入所する。
軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、高齢者に食事の提供及び日常生活上必要な援助を行う。 A型、B型、ケアハウスの3種類がある。
有料老人ホーム	入浴、排泄、食事の介護・提供などの介護サービスを行う。 「介護付」「住宅型」などの種類がある。
老人デイサービスセンター	居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練を行う通所施設。 介護保険上のサービス名称は、通所介護。
老人短期入所施設	居宅で生活している要介護者・要支援者が、短期入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助および機能訓練を受ける。 介護保険上のサービス名称は、短期入所生活介護。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図る。
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活援助事業)	比較的安定した状態にある認知症の高齢者に対し、共同生活を送っている住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上必要な援助を行う。 介護保険上では、地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」に位置づけられている。
老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行う。 長期入院患者の退院後の家庭復帰を促進するための施設。 介護保険上の名称は、介護老人保健施設。

介護療養型医療施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能回復訓練その他必要な医療を行う（療養型病床等を有する病院・診療所） 急性期の治療が終わり病状は安定しているが、比較的長期にわたり療養が必要な人の施設。
居宅介護支援事業	要介護の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行う。
地域包括支援センター	総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担う。
老人居宅介護等事業 （ホームヘルプサービス）	日常生活に支援が必要な要介護者のいる家庭で、本人や家族が介護や生活援助を必要としている場合にホームヘルパーが訪問して介護、家事、生活支援、必要な相談・助言を行う。 介護保険上のサービス名称は、訪問介護。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士が利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるためにリハビリテーションを行う。
訪問入浴サービス	要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行う。 介護保険上のサービス名称は、訪問入浴介護。
訪問看護サービス	看護師が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護・看護を利用できるサービス。
福祉用具貸与	日常生活における利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図るため、福祉用具を貸与するサービス
特定福祉用具販売	日常生活における利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図るため、福祉用具を販売するサービス。貸与になじまないものを販売している。

児童分野の施設・サービス

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
乳児院	保護者がいない、あるいは保護者の事情で家庭での養育ができない乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね就学前の幼児を含む。）を預かって養育する。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要のある場合には乳児を含む。）が入所する施設。児童を養護するとともに、その自立を支援する。
児童自立支援施設	不良行為をなした（またはなすおそれのある）児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等が必要な児童が入所または通所する施設。ここの児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。
母子生活支援施設	配偶者のいない女性やこれに準ずる事情にある女性助成が養育している児童とともに入所する施設。自立促進のための生活支援を行う。
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所し、助産を受ける。
保育所	保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達をはかることを目的とする施設。保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としている。
認定こども園 （幼保連携型・幼稚園型・ 保育所型・地方裁量型）	教育・保育を一体的に行う施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と 地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設。内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基準に従い、各都道府県等が条例で定める。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。
児童厚生施設	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、ゆたかな情操の育成を図る。 児童遊園と児童館がある。
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する問題について、児童、母子家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導及び児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

学童保育 (放課後児童健全育成事業)	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
おでかけひろば(地域子育て支援拠点事業)	乳幼児及びその保護者(これから子育てを始める親を含む)の交流の場。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実および子育て親子の福祉の向上を図る。
ほっとステイ(理由を問わない一時預かり)	保護者の必要に応じ、就学前の乳幼児を理由を問わずに一時的に預かる事業。
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。
障害児相談支援	児童の保護者からの依頼に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行う。また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。

障害児者の施設・サービス

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護が必要な人への自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人への危険回避のために必要な支援、外出支援を行う。
重度障害者等包括支援	特に介護が必要な人への居宅介護など複数のサービスを包括的に行う。
生活介護	常時介護が必要な人への昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供する。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に必要な訓練等を行う。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ及び食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行う。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行う。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行う。
就労定着支援（平成30年度より新設）	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。
療養介護	医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行う。
短期入所（ショートステイ）	日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

自立生活援助(平成30年度より新設)	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していたり、精神科病院等に入院していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行う。
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
計画相談支援(個別計画作成)	障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行う。また、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行う。
地域移行支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応する。
移動支援事業	移動が困難な障害者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行う。
地域活動支援センター(I型・II型)	相談支援や専門職員(精神保健福祉士等)による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を行う(II型)。また、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う(I型)。

その他（保護施設）

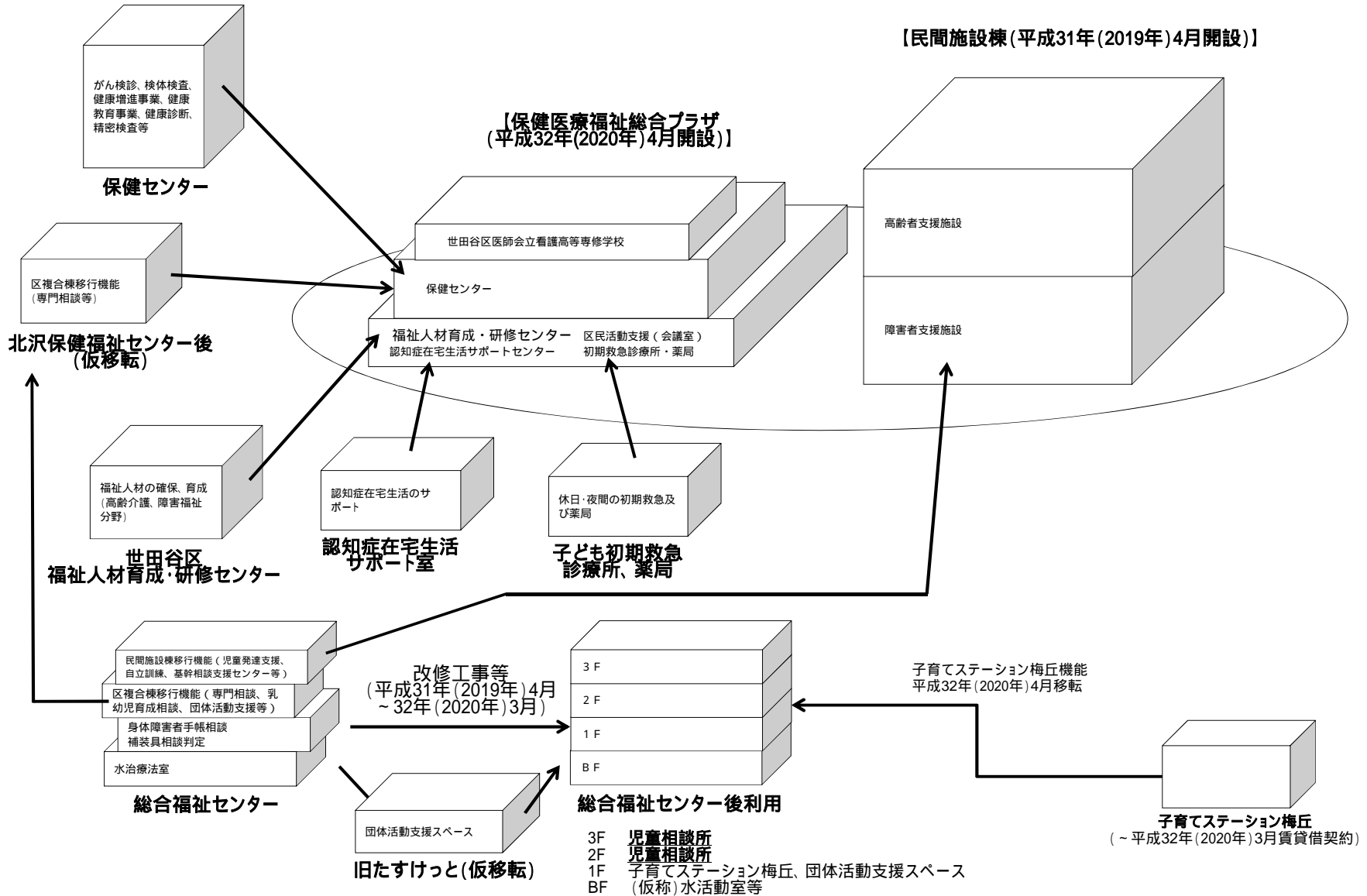
施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
救護施設	身体上または精神上著しい障害のため家庭での日常生活が困難な方が入所し、生活の援助（扶助）を受ける。
更生施設	身体上または精神上の理由により看護指導を要する方が入所し、生活の援助（扶助）を受ける。
医療保護施設	医療を必要とする生活保護の受給者に対して、診療や治療を行う。
授産施設	身体上または精神上等の理由あるいは世帯の事情によって働くことが困難な方が利用する施設。必要な訓練を行い、自立を促進する。
宿所提供施設	住居のない世帯に住宅の提供（住宅扶助）を行う。

その他（婦人保護施設）

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
婦人保護施設	保護が必要な女子が入所する施設。保護、更生、指導を行う。

全国社会福祉協議会福祉のお仕事 福祉の分野ごとの仕事より引用、世田谷区版に改変
 (<http://www.fukushi-work.jp/work/detail.html?id=5&did=1>)

梅ヶ丘拠点整備、総合福祉センター後利用に関連する公共施設相関図



施設	項目	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
区複合棟(保健医療福祉総合プラザ)工事	報告 議案 コンクリート砕石他撤去工事	開発工事及び新築工事(平成29年(2017年)7月～平成31年(2019年)11月)			準備期間
開設準備	移転計画			備品購入等	移転作業
全体調整機能	事業計画		全体運営・維持管理方法報告		計画報告
	条例		基本的な考え方報告	案報告 議案	
	事業者選定			選定方法報告	候補者選定報告 管理委託 議案(選定結果)
	地域交流会議		報告	地域交流会議準備会	
	施設名称		公募方法報告	報告	
保健センター	事業計画	検討 事業概要 状況報告 報告	事業実施方針案報告		報告
	条例改正		案報告 議案(事業移行)	議案(所在地変更)	
	事業者選定	保健センター 現指定管理者の運営		選定方法報告 候補者選定報告 議案(選定結果)	保健センター 次期指定管理者の運営
福祉人材育成・研修センター	事業計画	検討状況報告	基本方針 素案報告	アドバイザー会議	基本方針策定 基本方針報告 進行状況報告
	事業者選定			選定方法報告 事業者選定	選定報告 福祉人材育成・研修センター開設準備(事業者委託)
認知症在宅生活サポートセンター	事業計画	検討状況報告	検討状況報告		報告
	事業者選定	区(委託含む)による業務先行実施			
初期救急診療所・薬局	事業計画		検討状況報告	進行状況報告	報告
	事業者選定	選定方法報告	事業者選定結果報告	センター委託事業者による業務実施	
医療救護本部	事業計画		検討状況報告		報告

保健医療福祉総合プラザ 開設運営

民間施設棟	工事	入札	民間施設棟運営事業者による新築工事(平成29年(2017年)9月～平成31年(2019年)1月)	開設準備	民間施設棟 開設運営
	施設運営等	進行状況報告	障害者施設事業概要(入所対象者等)素案報告 事業概要(入所対象者等)案報告		
	補助・貸付・借地等	障害者施設整備費	報告	民間施設棟運営事業者へ土地貸付(平成29年(2017年)9月～平成31年(2019年)3月)	

総合福祉センター	事業移行計画	素案報告	案報告	3月末 機能廃止
	条例		議案(廃止条例)	
	工事	実施設計		改修工事

11月8日

梅ヶ丘拠点施設機能の概要

参考資料 3

全体調整機能

【拠点運営】・地域交流会議、運営協議会、拠点運営全体のモニタリング 等 【地域交流ネットワーク】・喫茶室、区民活動支援(会議室貸出)、地域交流イベント 等 【施設維持運営】・保健医療福祉総合プラザの施設維持管理、外構等民間施設棟との協力 等

保健医療福祉総合プラザ (区複合棟)

保健センター	福祉人材育成・研修センター	認知症在宅生活サポートセンター	初期救急診療所・薬局
<p>【健診・検診】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断(個人、企業(障害者を含む)) がん検診(胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん) がん精度管理 各種検査、測定(脳ドック、動脈硬化検査、骨密度測定等) 	<p>【研修・事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材確保・マッチング(就職面接・相談会、施設見学会、基礎研修等) 質の向上(専門研修、スキルアップ研修、リーダー研修等) 定着促進(階層別研修等) 	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する専門研修 専門講師派遣 	
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん相談、療養相談 こころの健康相談(精神保健) 障害者専門相談(補装具、福祉用具相談等) 乳幼児育成相談 高次脳機能障害者支援(失語症会話パートナー養成講座、関係施設連絡会等) 	<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成に関する事業者等からの相談 	<p>【技術支援・連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師による認知症専門相談事業 等 	
<p>【健康増進、健康づくり(普及啓発含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康月間イベント 健康講演会 健康教育指導 運動負荷測定 健康増進指導 生活習慣改善プログラム 障害者の健康づくりプログラム 等 	<p>【情報収集・研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成等に関する研修プログラム研究 福祉人材育成に関する情報収集 等 		
<p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療、健康づくり等に関する情報収集 医療、健康づくり等に関する情報発信 	<p>【情報発信・普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成に関する情報発信 保健福祉の制度や仕事等の普及啓発 	<p>【普及啓発・情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の在宅支援に関する実態把握 対応困難事例等の支援に関するノウハウの蓄積 認知症に関する情報発信 等 	

医療救護本部 (災害時)
 ・医療救護活動の総合調整、情報収集 ・医療救護本部の運営 ・医療救護所等への支援 ・医薬品の調達、管理、仕分け、配送(災害事業センター) ・医療支援チームの受入 等

<p>【地域医療支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険診療による検査(内視鏡、乳房、子宮、CT・MRI検査等) 地域医療機関専門研修 	<p>【在宅支援のサポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援チームによる支援
<p>【地域の健康づくり活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出張測定、講座、指導、相談・地域団体活動支援等 	<p>【家族支援のサポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族介護者のためのストレスケア講座 家族会の支援・家族のための心理相談 等
<p>【地域の健康づくり人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり支援リーダー養成 ゲートキーパー養成 ・若者ピアサポーター養成 	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座 認知症サポーターステップアップ講座 等
<p>【専門職員の訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診後のフォローグループへの派遣 障害者施設等への技術支援 住宅改造アドバイス <p>総合福祉センターからの移行事業</p>	<p>【技術支援・連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症専門相談員連絡会 認知症に関する連携会議 若年性認知症(軽度認知症含む)の人の活動拠点づくり支援 等
	<p>【普及啓発・情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症講演会 認知症カフェの支援 等

<p>【診療所・薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間、休日の診療所 夜間、休日の薬局

民間施設棟

高齢者支援施設	障害者支援施設
<p>【入所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設(在宅強化型) 	<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター
<p>【通所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所リハビリテーション 療養通所介護 認知症対応型通所介護 	<p>【入所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援(地域生活支援型)(生活介護・自立訓練と一体的に実施) 短期入所(障害者・障害児、緊急受入)
	<p>【通所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス <p>医療的ケアに対応</p>
<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問看護 居宅介護支援 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援
	<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定一般相談支援事業 指定特定相談支援事業
	<p>【専門職員の訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等への技術支援
<p>【地域交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交流スペース 	<p>【地域交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交流スペース
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回復期リハビリテーション病棟 	
	<p>総合福祉センターからの移行事業</p>
<p>福祉避難所 (災害時)</p>	

全区的な拠点機能

地域を支える機能

地域施設機能